深浦港シャワー棟補修工事

設　計　図

I　N　D　E　X			
A－特記１	特 記 仕 様 書（１）	E－ ０１	電気設備　特 記 仕 様 書１
A－特記２	特 記 仕 様 書（２）	E－ ０２	電気設備　特 記 仕 様 書２
A－特記３	特 記 仕 様 書（３）	E－ ０３	改修後　平 面 図
A－特記４	特 記 仕 様 書（４）	E－ ０４	改修後　照 明 器 具 姿 図
A－ ０１	工 事 概 要、付 近 見 取 図		
A－ ０２	平 面 改 修 図		
A－ ０３	立 面 改 修 図（１）		
A－ ０４	立 面 改 修 図（２）	M－ ０１	機械設備　特 記 仕 様 書
A－ ０５	建 具 改 修 図	M－ ０２	改修後　平 面 図
		M－ ０３	改修前（ 撤 去 ）平 面 図

西北県土整備事務所　鰺ヶ沢道路河川事業所

株式会社 三 和 技 術

建築工事特記仕様書

Ⅰ 工 事 概 要

1 名　　称　　深浦港シャワー棟補修工事

2 工 事 場 所　　西津軽郡深浦町大字深浦 地内

3 用途地域等
都市計画区域（・ 内 ・(○)外） 用途地域（ ）
防火地域等（・ 防火 ・ 準防火 ・ 指定なし ・ ２２条 ）
その他の地域・地区（

4 主 要 用 途　　公衆トイレ

5 敷 地 面 積　　――

6 工 事 の 概 要　　外壁塗装及びシャワー設備他改修工事

7 別 途 工 事　　――

8 そ の 他

9 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
・ 構造特記仕様書　・ 外構工事特記仕様書　・ 植栽工事特記仕様書
・ 解体工事特記仕様書　・ 電気設備工事特記仕様書　・ 機(○)設備工事特記仕様書
・　・

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1．共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」（以下、「標準仕様書」という。）による。ただし、標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版）」（以下「木造標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）」(以下「解体共通仕様書」という。）による。 なお、施工条件明示書は、特記仕様書に含める。

2．特記仕様
1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、・印(○)のついたものを適用する。・印の(○)がない場合は※印のついたものを適用する。(○)印と※(○)印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の（ ）、＜ ＞及び［ ］内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」、「改修標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 一般事項	・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上，指示に従うこと。 ・ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ・ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に，以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤，擁壁，内外壁，床，建具等）を調査・記録し，報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲　※ 図示
	② 適用基準等	・ 建設工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※ 工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン ・『青森県公共事業景観形成基準』及び『青森県景観色彩ガイドライン』 ・ 防犯に配慮した設計ガイドライン ※ 青森県認定リサイクル製品優先使用指針（素森県環境生活部）
	3．概成工期	工事工期より　　日前　(1.2.1)
	④ 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　(1.1.4) 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない
	⑤ 発生材の処理等	発生材の処理　(1.3.8) ・引渡しを要するもの（ ） ・特別管理産業廃棄物（ ） 受入れ施設名・所在地(Km) ・再生資源化を図るもの 種　類 ／ 受入施設名 ／ 所在地(Km) ／ 備　考 ・ セメントコンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ 建設汚泥 ・現場において再利用を図るもの（ ） ・その他の廃棄物（安定型）（ ） 受入れ施設名・所在地(Km) ・その他の廃棄物（管理型）（ ） 受入れ施設名・所在地(Km) 上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。
	⑥ 電気保安技術者	・ 適用する　※ 適用しない　(1.3.3)
	⑦ 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。　(1.3.9)

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	⑧ 建築材料等	材料の品質等　(1.4.2) 本工事に使用する材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとし，その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又は，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。 環境への配慮　(1.4.1) 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ホルムアルデヒド仕様 使用する材料のホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外　の場合の該当する建築材料 1）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 2）建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 3）次の表示のあるＪＡＳ適合品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
	9．室内の空気中の化学物質濃度の測定	※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定　(1.5.9) 試料採取及び測定は，厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか，拡散方式ではサンプラー製造所の定める仕様により行う。 測定対象物質　※ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ（濃度指針値　100μg/m3 ・ 0.08ppm） ※ ｽﾁﾚﾝ（濃度指針値　220μg/m3 ・ 0.05ppm） ※ ﾄﾙｴﾝ（濃度指針値　260μg/m3 ・ 0.07ppm） ※ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ（濃度指針値 3,800μg/m3 ・ 0.88ppm） ※ ｷｼﾚﾝ（濃度指針値　200μg/m3 ・ 0.20ppm） 測定する室等：（ ） 採取方法：吸引方式又は拡散方式とし，拡散方式では８時間採取する。 測定結果等報告書の提出 次の事項を記載した報告書を２部提出する。 a 測定結果 b 試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内），天候，風の状況，日射進入状況，測定年月日・時間，窓の開閉状況，機械換気量，工事完成時から測定日までの日数） c 試料採取方法，測定方法，使用した測定機器 測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は，引渡は受けない。 ・ 総揮発性有機化合物の測定 測定方法，測定物質及び測定か所等については，この仕様書の末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。 ※ 室内ＶＯＣ濃度の測定結果に関する書面の当該施設への掲示については，施設管理者に依頼する。
	10．特別な材料の工法	「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
	11．建築基準法による風圧力等の指定	(8.4.3)(8.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.11.2～13.2)(16.14.5) 適　用　工　事 ／ 建築基準法の指定 ・ 長尺金属板葺　・ 折板葺 ・ 粘土瓦葺　・ アルミニウム笠木 ・ ガラスブロック　・ ＡＬＣ外壁パネル ・ 押出成形セメント板外壁パネル ・ 重量シャッター・ 軽量シャッター ・ オーバーヘッドドア 風速(V0)　※３０　・ 地表面粗度区分　・Ⅱ　・Ⅲ 多雪地域の指定　・有　・無
	12．設計G.L.	※ 図 示　・ 現状平均地盤高
	⑬ 技 能 士	(1.5.2) ・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。 ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。 ・ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

工 事 種 目	技能検定職種（技能検定作業）
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て
仮設工事	(○)とび（とび作業）
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）
コンクリート工事	・型枠施工（型枠工事作業）
	・コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
鉄骨工事	・とび（とび作業）
	・鉄工（構造物鉄工作業）
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）
	・ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
防水工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業　）
石工事	・石材施工（石張り作業）
タイル工事	・タイル張り（タイル張り作業）
木工事	・建築大工（大工工事作業）
屋根及びとい工事	(○)建築板金（内外装板金作業）
	・かわらぶき（かわらぶき作業）
金属工事	・内装仕上施工（鋼製下地工事作業）
	・建築板金（内外装板金作業）
	・バルコニー施工（金属バルコニー工事作業）
左官工事	(○)左官（左官作業）
建具工事	(○)サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
	(○)ガラス施工（ガラス工事作業）
	・自動ドア施工（自動ドア施工作業）
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・カーテンウォール施工（金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業）
	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
	・ガラス施工（ガラス工事作業）
塗装工事	(○)塗装（建築塗装作業）
内装工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上工事作業　）
	・表装（壁装作業）
排水工事	・配管（建築配管作業）
舗装工事	・路面表示施工（・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業　）
植栽工事	・造園（造園工事作業）

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	⑭ 完成図等	完成時の提出図書 完成写真（改修工事は着工前を左、完成写真を右）　※ 4部 工事写真　3部 完成図　※　二つ折り製本　※ 2部 ※　A4判二つ折り製本　※ 1部 施工計画書（工事期間中に監督職員の承諾を受けたもの）　1部 承認図　1部 施工図　1部 保全に関する資料（標仕(1.7.3)(a)に示す内容）　※ 2部 工事関係資料　2部 その他監督職員が指示する書類
	15．設備工事との取合い	施工範囲　各工事の区分表による。 施 工 図　設備機器の位置，取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
	⑯ 火災保険等	工事目的物及び工事材料等について，次により保険に付す。 保険の種類　※ 火災保険　※ 建設工事保険 保険期間　※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで
	17．住宅瑕疵担保責任	住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の加入又は保証金の供託の義務付け ・あり（新築住宅の場合）　・なし（新築住宅以外の場合）
2 仮設工事	①仮囲い	※ 設ける　・ 設けない 仮囲いの位置及び延長は図示による。 ・シートゲート（H=　，W=　）×　箇所
	②危害防止	※ シート張り　・ 金網養生
	3．交通誘導員	・ 配置する（　日 × 人 ＝　人日）　※ 配置しない
	4．揚重機械器具	・ トラッククレーン（ ｔ吊り）×　日 ・　（ ｔ吊り）×　日
	5．監督職員事務所	※ 設けない（請負者事務所に打合せ会議室を確保する） ・ 設ける（規模　㎡程度　請負者事務所と同棟　・可　・否） 備品（ ）
	⑥工事表示板	※ 設置する（設置枚数　１枚）　・ 設置しない 営繕工事における工事及びコスト表示要領（平成１４年２月６日宮城県土木部営繕課・設備室制定）による。
	⑦ 事業コスト表示板	・ 設置する（設置枚数　※ １枚　・　枚）　※ 設置しない 営繕工事における工事及びコスト表示要領（平成１４年２月６日宮城県土木部営繕課・設備室制定）による。
	⑧工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる（※有償　・無償）　※ 利用できない
	⑨工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる（※有償　・無償）　※ 利用できない
	⑩工事用通路	※ 指定しない　・ 指定する（図示）
	⑪ 足場等	(2.2.4) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 ・
	12．その他の仮設	
3 土工事	1．埋戻し及び盛土の種別	種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(3.2.3)(表3.2.1) Ｃ種の場合　建設発生土受入数量　m 発生場所
	2．建設発生土の処理	・ 構外に搬出し適切に処理する。　(3.2.5) ・ 構外指示の場所に搬出する。 受入れ施設名・所在地（km） ・ 構内指示の場所に敷きならす。 ・ 構内指示の場所にたい積する。
	3．山 留 め	・ 設置する　・設置しない　(3.3.1) ・ 存置する　・存置しない　(3.3.3)
4 地業工事	1．既製コンクリート杭・鋼杭地業	杭の種類　(4.3.3)(4.4.3) ・ プレストレストコンクリート杭（JIS表示承認製品） ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 ・ 鋼杭（JIS表示承認製品）　・鋼管ぐい　・H形鋼ぐい (4.3.3) 記号 ／ 杭径（mm） ／ 長さ(m)及び種別 ／ 設計支持力 ／ セット数 ／ 備　考 試験杭 ⊗ 本 杭 ○ 継 手　※ アーク溶接継手又は建築基準法の　(4.3.6)(4.4.5) ・ 規定に基づき認定された無溶接継手 先端部形状　・閉塞平坦型　・開放型　(4.3.3)(4.4.3) 杭の施工法 ・ セメントミルク工法　(4.3.4) ・ 特定埋込杭工法　(4.3.5)(4.4.4) （旧建築基準法第３８条の規定に基づき認定された工法） 杭打機の種類 ハンマーの種別　※ 油圧パイルハンマー　・ ドロップハンマー パイルドライバー　※ 三点支持式クローラークレーン 騒音・振動の測定　・ 行う　※ 行わない
	2．場所打ちコンクリート杭地業	コンクリートの種別　・ Ａ種　・ Ｂ種　(4.5.4)（表4.5.1） 掘削工法　・ アースドリル工法　※ 安定液使用　(4.5.5) ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 孔内の水張り　※ 行う　・ 行わない
	3．地盤改良	工 法（・ ）
	4．床下防湿層	※ 設ける　地中梁がある場合は、250mm折り下がりとする。　(4.6.5) ・ 設けない
	5．土間スラブ（土間コン）下断熱材	※ 設ける　Ａ種押出法ポリスチレンフォーム保温版３種b 厚25mm＋砂30mm敷き込みとし、施工範囲は建築工事標準詳細図（図7-01-1）による。 ・ 設けない
	6．砂利地業	※ 再生クラッシャラン　・（ ）　(4.6.2～3)
5 鉄筋工事	1．鉄筋の種別	(5.2.1)(表5.2.1) 規格名称 ／ 種類の記号 ／ 径（mm） 鉄筋コンクリート用棒鋼 ／ ※ ＳＤ２９５Ａ ／ ※ Ｄ１６以下 ※ ＳＤ３４５ ／ ※ Ｄ１９以上
	2．溶接金網	※ JIS G 3551のJIS表示認証製品　(5.2.2) 線径(mm)　6.0　×　網目(mm)　100 使用箇所（ ）
	3．鉄筋の継手	接合方法 ／ 径(mm) ／ 施工箇所　(5.3.4) ※ 重ね継手 ／ Ｄ１６以下 ※ ガス圧接 ／ Ｄ１９以上 ／ はり 柱の主筋
	4．耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さ	施工箇所等 ／ 表5.3.6の値に加える寸法(mm)　(5.3.5)
	5．各部配筋	各部の配筋は，図示による。図示がなければ，標準仕様書 末尾資料の「各部配筋，参考図」による。　(5.3.7)
	6．柱の帯筋	※ Ｈ形　・ Ｗ－Ｉ形　・ＳＰ形　(参考図 図2.2)
	7．耐震壁を除く壁の開口部補強	・ Ａ形　※ Ｂ形　(参考図 表4.3～4.4)
	8．はり貫通孔の補強	補強形式　※Ｈ３形以上　・Ｍ型　・ＭＨ型　(参考図 表7.1～7.3)
	9．圧接完了後の圧接部の試験	試験方法　※ 超音波探傷試験　・ 引張試験　(5.4.10)
6 コンクリート工事	1．レディーミクストコンクリート	種 別　※ Ｉ類　・ Ⅱ類　(6.2.1)(表6.2.1) ・コンクリート用骨材の品質試験を実施する。（構造体コンクリートのみ） （アルカリシリカ反応試験(化学法)、密度試験、吸水率試験） ・コンクリート単位水量測定を実施する。
	2．設計基準強度	普通コンクリート（JIS A 5308のJIS表示認証製品）　(6.2.2) Ｆｃ（N/mm2） ／ 適用箇所 ・ ２４ ※ ２１ ・ １８
	3．スランプ	基礎，基礎梁，土間スラブ　※ １５cm　・ １８cm　(6.2.4)(表6.2.2) 柱，梁，スラブ，壁　※ １８cm
	4．打放し仕上げの種類	(6.2.5)(表6.2.4) 種 別 ／ 施工箇所 ・ Ａ 種 ※ Ｂ 種 ・ Ｃ 種
	5．セメントの種類	(6.3.1) セメントの種類 ／ 適用箇所 ※ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ、高炉ｾﾒﾝﾄA種、ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種 ／ 建物躯体（下記以外） ・ 高炉ｾﾒﾝﾄB種 ／ 基礎、地中梁 ・ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ／ 基礎、地中梁

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所　青森県知事登録　第 1074 号
一級建築士　大臣登録　第 233509 号　佐 藤 允 信

調 査	設 計	縮 尺 ――	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	Ａ－特記１
		設計年月日 R7.02	図面名称	特 記 仕 様 書 (1)	No.

6 コンクリート工事

6．型枠 (6.8.2)

せき板の種類	板　厚(mm)	適用箇所	備　考
※　合　板	※ １２　・		・宮城県グリーン製品
・　床型枠用鋼製デッキプレート			
・　断熱材兼用型枠			

ＭＣＲ工法用シート　※　適用しない　　適用する

・　ひび割れ誘発目地の位置，形状，寸法　※　図示 (6.8.1)

7．軽量コンクリート (6.10.1)(表6.10.1)

種　別	適　用　箇　所	所要気乾単位容積質量（ｔ／m3）

8．寒中コンクリート (6.11.4)

初期養生期間　コンクリート圧縮強度が５Ｎ/mm２に達するまで行うこと。

9．無筋コンクリート (6.14.1)

コンクリートの種類	適　用　箇　所
※普通コンクリート	※　(6.14.1)(4)(ア～カ)による
・	・

10．流動化コンクリート コンクリートのスランプ (6.15.2)(表6.15.1)

種　別	ベースコンクリート(cm)	流動化コンクリート(cm)
普通コンクリート	・１０　・１２　・１５	・１８　・２１

7 鉄骨工事

1．鉄骨の製作工場 (7.1.3)

※　指定性能評価機関の性能評価を受けて、国土交通大臣の認定を受けた下記のグレード以上の工場
・Ｓ　・Ｈ　・Ｍ　・Ｒ　・Ｊ

・本物件と同等規模構造の施工実績を有し、監督職員の承諾する工場

※　施工監理技術者（※配置する　・配置しない） (7.1.4)

2．鋼材の種別 (7.2.1)(表7.2.1)

材　質	規　格
・SS400　・SSC400　・STK400　・STKR400 ・SN400B,C　・SN490B,C　・SM400　・SM490	JIS表示認証製品

3．高力ボルト (7.2.2)

※　トルシア形高力ボルト
・　ＪＩＳ形高力ボルト　・
・　溶融亜鉛めっき高力ボルト　・

4．溶接部の試験 (7.6.12)

溶接部の外観試験
平12建告第1464号第二号に関する試験方法等
・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
・抜き取り検査①　※抜き取り検査②
JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験方法等
・JASS6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。
ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

完全溶込溶接部の試験は超音波探傷試験とし、下表による。 (7.6.12)

溶接の区分	AOQL(%)	検査水準	備　考
工場溶接	・2.5　※4.0	※６　・	

5．錆止め塗装

耐火被覆材の接着する面 (7.8.2)(7.8.4)(表18.3.1)(表18.3.2)

種　別	塗　装　範　囲
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲	
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲	

6．耐火被覆 (7.9.2)　(7.9.4～8)

種　別	材料及び工法製造所	備　考
・ラス張モルタル	標準仕様書15章3節による	
・耐火材吹付け	建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたもの	※半乾式　・湿式
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・耐火塗料		

7．アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.2.4)(7.10.3)(表7.10.1)

種　別	適　用　箇　所
・　Ａ　種	
※　Ｂ　種	
・　Ｃ　種	

8．柱底均しモルタル (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2)

種　別	適　用　箇　所	柱底均しモルタル
※　Ａ　種		※無収縮モルタル
・　Ｂ　種		※無収縮モルタル

9．溶融亜鉛めっき (7.12.4)　(14.2.3)(表14.2.2)

種　別	適　用　箇　所
※　Ａ　種	

8 押出成型セメント板工事 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル

1．補強コンクリートブロック造

ブロックの種類 (8.2.2)
※　空洞ブロック　C(１６)

2．コンクリートブロック帳壁及び塀

ブロックの種類 (8.3.2)(表8.3.1)
※　空洞ブロック　C(１６)

3．ＡＬＣパネル (8.4.2)(8.4.3～5)(表8.4.2～4)

パネル構法	パネル種類	厚さ	幅	取付構法種別	施工箇所	耐火性能(時間)
・外壁パネル構法				・Ａ種 ・Ｂ種		・１
・間仕切壁パネル構法				・Ｃ種　・Ｄ種 ・Ｅ種		・１
・屋根パネル構法				※Ｆ種		屋根　・０.５
・床パネル構法				※Ｆ種		床　・１　・２

パネルの相互の接合部に挿入する耐火目地材
・

4．押出成形セメント板 (8.5.2～4)(表8.5.1～2)

工　法	パネル種類	厚さ	幅	工法種別	施工箇所	耐火性能
・外壁パネル工法				・Ａ種　・Ｂ種		建築基準法施行令第107条の規定に基づく技術基準
・間仕切壁パネル工法				・Ｂ種　・Ｃ種		

9 防水工事

1．アスファルト防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～9)

種　別	施　工　箇　所	種　別	施　工　箇　所
・Ａ－		・ＡＩ－	
・Ｂ－		・ＢＩ－	
・Ｄ－		・ＤＩ－	
・Ｅ－１	屋内(便所・浴室)		

アスファルトの種類　JIS K2207のJIS表示認証製品　※　３種
・　押さえ金物　(※アルミ製Ｌ－30×15×2.0　・　)
・　断熱材　※　Ａ種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材３種ｂＡ(スキン層付き)
・
・　溶接金網　(規格　)
・　伸縮調整目地　(※成形伸縮目地　・　) (表9.2.1)

2．改質アスファルトシート防水 (9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1～3)

種　別	施　工　箇　所	シートの厚さ
・AS－T		(表9.3.1～3)による
・AS－J１		
・ASI－T１		
・ASI－J１		

改質アスファルトシートの種類　JIS A6013のJIS表示認証製品
・　押さえ金物　※アルミ製Ｌ－30×15×2.0　・
・　断熱材　※　Ａ種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温板２種１号又は２号(透湿係数を除くJIS A9521規格に適合するもの)
・　脱気装置　(種類・数量：改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定とする)

3．合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2)(9.4.3)(表9.4.1)

種　別	厚さ (mm)	施　工　箇　所	保護塗料（露出）
・Ｓ－Ｆ１	※1.2　・		※カラー　・シルバー
・Ｓ－Ｆ２	※2.0　・		
・Ｓ－Ｍ１	※1.5　・		※カラー　・シルバー
・Ｓ－Ｍ２	※1.5　・		
・Ｓ－Ｍ３	※1.2　・		

ルーフィングシートの種類　JIS A6008のJIS表示認証製品
・　脱気装置　(種類・数量：ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の指定とする)
・　絶縁シート　(※発泡ポリエチレンシート　)
・　その他の材料（　）

4．塗膜防水 (9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

	種　別	施　工　箇　所	保護塗料（露出）
・ウレタンゴム系	・Ｘ－１	バルコニー	※カラー　・シルバー
	・Ｘ－２	ひさし	※カラー　・シルバー
・ゴムアスファルト系	・Ｙ－１	地下外壁	
	・Ｙ－２	室内（便所・浴室）	

・　脱気装置（材質：ステンレス製又はアルミ製　・　）
（設置数量：　箇所）

5．ケイ酸質系塗布防水 (9.6.2)(9.6.3)(表9.6.2)

種　別	施　工　箇　所
※Ｃ－ＵＩ ・Ｃ－ＵＰ	(表9.6.1)による

6．シーリング

※　被着体との組み合わせは（表9.7.1）による。 (9.7.2)

7．防水保証

アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡し日より１０年間とし、メーカー・施工業者との連名の上、保証書を提出する。
塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水については、メーカー・施工業者が通常定めている期間とし、保証書を作成し提出する。

10 石工事

1．石　材 (10.2.1)(表10.1.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

石材の種類	品　質	施工箇所	工　法	産地・名称	仕上の種類

2．清掃　床のワックスかけ　・　行う　・　行わない (10.1.5)

11 タイル工事

1．セラミックタイルの品質 (11.2.2)(11.3.2)

JIS A 5209のJIS表示認証製品

施工箇所	形状寸法 (mm)	うわ薬 無釉	うわ薬 施釉	模様 あり	模様 なし	色 標準	色 注文
女子便所手洗いｶｳﾝﾀｰ幕板	内装壁ﾀｲﾙⅢ類 150角	・	⊙	・	⊙	⊙	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き　※　行わない　・　行う
タイルの試験張り　※　行わない　・　行う

2．タイル下地コンクリート

あと張り工法の下地コンクリート素地面の処理 (11.2.7)(11.3.7)
・　行う（下記のいずれかとする）　・　行わない

素地表面処理の工法	下地モルタル	適　用　箇　所
ＭＣＲ工法	(15.3.5(4))による	
ＭＣＲ工法	ポリマーセメントモルタル	
目荒し工法（高圧水洗）	(15.3.5(4))による	
目荒し工法（高圧水洗）	ポリマーセメントモルタル	

ＭＣＲ工法はせき板面にＭＣＲ工法用シート張りとし（6.8.2(5)）による。
目荒し工法の高圧水洗は（15.3.4(3)）による。
ポリマーセメントモルタルの調合は（15.3.3(4)）による。

3．セメントモルタルによるタイル張り (11.2.7)(表11.2.3)

内装タイルの工法
※　改良積上げ張り　施工箇所（　女子便所手洗いｶｳﾝﾀｰ幕板　）
外装タイルの工法
※　密着張り　施工箇所（　）
・　改良圧着張り　施工箇所（　）
ユニットタイルの工法
※　マスク張り

4．接着剤によるタイル張り (11.3.7)(表11.3.2)

内装タイルの工法
・　接着剤張り　施工箇所（　）
接着剤はJIS A 5548のJIS表示認証製品 (11.3.3)

5．伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置　※　(表11.1.1)による　・図示 (11.1.3)
目地寸法　※　(表9.7.3)による　・図示 (11.1.3)

6．接着力試験　※　(表11.1.2)による (11.1.5)

12 木工事

1．木材の表面仕上げ (12.1.4)(表12.1.1)

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・Ａ種	
	・Ｂ種	
	・Ｃ種	
手加工	・Ｈ－Ａ種	
	・Ｈ－Ｂ種	
	・Ｈ－Ｃ種	

含水率　下地材　※　Ａ種　・　Ｂ種 (12.2.1)(表12.2.1)
造作材　※　Ａ種　・　Ｂ種

造作材の材面の品質　※　Ａ種　・　Ｂ種 (12.2.1)(表12.2.2)

2．造作用集成材　造作用集成材　12.2.1.(3)による (12.2.1)

見付け材面等級	ＪＡＳによる集成材	その他
	※　１等　・　２等	※　ＪＡＳ集成材１等同等
単材の樹種		
単材の厚さ(mm)	１６～１５	１０～１５

3．造作用単板積層材　造作用単板積層材　12.2.1.(4)による (12.2.1)

	ＪＡＳによる集成材	その他
表面の化粧加工	・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工）	・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工）
	・無（　）	・無（　）
単材の樹種		
単材の厚さ(mm)		

4．直行集成板（ＣＬＴ）　造作用集成材　12.2.1.(5)による (12.2.1)

施　工　箇　所	種　別	樹　種

5．防腐・防蟻・防虫処理

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (12.3.1)
適用部位（　）　保存処理性能区分　・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４
薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等をを行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行う。
防虫処理 (12.3.2)
ラワン材　保存処理性能区分　※Ｋ１

13 屋根及びといい工事

1．長尺金属板葺 (13.2.2)(表13.2.1)

材　種	規格	厚さ(mm)	屋根葺形式	備　考
・カラー亜鉛鉄板（※片面塗装　・両面塗装）	JIS G 3312	※0.4 ・	※瓦棒葺（心木なし） ・	
・ガルバリウム鋼板（※無塗装　）	JIS G 3321	※0.4 ・	・	AL55%
※カラーガルバリウム鋼板（※カラー　）	JIS G 3322	※0.4 ・	・ ・	AL55%
・		・	・	

※監督員の承諾する業者とする。

2．折板葺　JIS A 6514のJIS表示認証製品 (13.3.2)(表13.2.1)

材　種	規格	厚さ	山高及びピッチの区分	断熱材	耐火性能
・カラー亜鉛鉄板（屋根用規格品）	JIS G 3312	※0.8	・0920	・有（　mm）	・有（30分耐火）
・カラーガルバリウム鋼板（屋根用規格品）	JIS G 3322		・1525	・無	・無
・ポリ塩化ビニル被覆（SGのA種規格品）	JIS K 6744		・1730		
・			・		

・形　式　（・　重ね形　・　はぜ締め形）
・軒先面戸　（　）

3．粘土瓦葺　JIS A 5208の表示認証製品 (13.4.2)

種　類	大きさ	産　地	役物瓦の種類	凍害試験
				・　行う

4．といい　といの材質 (13.5.2)(13.5.3)(表13.5.1)(表13.5.2)(表13.5.4)

材　種	防　露
・配管用鋼管（ＳＧＰ）	※　(表13.5.3)により行う　・　行わない
・硬質塩化ビニル管（ＶＰ）	

鋼管製といの防露巻き工法　(※　(表13.5.4)による)

※　第一桝まで接続　・　樋受石（材質・規格　）

5．ルーフドレン　※　鋳鉄製　(※　縦型　・　横型　) (表13.5.1)

14 金属工事

1．あと施工アンカー　引抜き耐力の確認試験　・　行う　・　行わない (14.1.3)

2．ステンレス表面処理

※　ＨＬ　・ (14.2.1)

(14.2.2)(表14.2.1)

種　類	施　工　箇　所	色　合
・　一　種		
・　一　種		

3．アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.3)(表14.2.2)

種　類	施　工　箇　所
・　種	
・　種	

4．鉄鋼の亜鉛めっき

溶融亜鉛めっきの付着量試験　※　行わない　・　行う
電気亜鉛めっきの被膜厚さ及び塩水噴霧試験　※　行わない　・　行う

5．軽量鉄骨天井下地

野縁などの種類 (14.4.2)(表14.4.1)
屋内　※　１９型　・　２５型　(室名：　)
屋外　・　１９型　※　２５型

耐震性を考慮した補強 (14.4.3)(14.4.4)
※　行わない　・　行う（補強方法と補強箇所は図示による）

耐風圧性を考慮した補強（ピロティ、屋外軒天井等）
※　行わない　・　行う（補強方法と補強箇所は図示による）

床版の断熱材打込部分は断熱用インサートを使用する。

6．軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーなどの種類 (14.5.3)(表14.5.1)
※（表14.5.1）による　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※（14.5.4(5)）による　・

7．金属成形板張り

種　別（　） (14.6.2)(14.6.3)
表面処理（　）
※　割付図を作成し監督職員の承諾を受ける。
伸縮調整継手　・　設ける　・　設けない

8．アルミニウム製笠木

表面処理　※　ＢＢ-1種　・　ＢＢ-2種 (14.7.2)(表14.7.1)(表14.2.1)
隅角部及び突当り部の役物の使用
※　使用する（笠木本体製作所の仕様による。）

9．手すり及びタラップ (14.8.2)(14.8.3)

	材料の種別	表面処理の種別
手すり	※　ステンレスSUS304	HL仕上程度
	・　鋼　製	亜鉛めっきの場合表14.2.2のＣ種
タラップ	※　ステンレスSUS304	外部HL仕上程度　内部No.2B仕上程度
	・　鋼　製	亜鉛めっきの場合表14.2.2のＣ種

10．体育館の鋼製床下地材　※　JIS A 6519のJIS表示認証製品

15 左官工事

1．モルタル塗り (15.3.2)

モルタル　・現場調合材料　・既調合材料

既製目地材　・　設ける（施工箇所：　形状：図示による）
・　設けない

床目地　・　設ける（押し目地工法）・設けない (15.3.5)

種別　・　石こう系　・　セメント系 (15.5.2～3)(表15.5.1)
塗厚　※　10mm　・

2．セルフレベリング材

3．塗り仕上げ塗材仕上げ (15.6.2)(表15.6.1～2)

規格名称	種類(呼び名)	仕上の形状	工　法	上塗り材
・薄付け仕上げ塗材	・外装薄塗材　Ｅ ・内装薄塗材　Ｅ ・可とう形外装薄塗材　Ｅ	・砂壁状 ・砂壁状じゅらく ・ゆず肌	・吹付け ・ローラー	
・厚付け仕上げ塗材	・外装厚塗材　Ｃ ・内装厚塗材　Ｃ ・外装厚塗材　Ｅ ・	・	※吹付け ・こて塗り	
※複層仕上塗材	・複層塗材　ＣＥ ※複層塗材　Ｅ ・複層塗材　ＲＥ ・複層塗材　Ｓｉ ・防水形複層塗材　Ｅ ・防水形複層塗材　ＲＥ ・防水形複層塗材　ＣＥ ・	※ゆず肌 ・凸部処理 ・凸凹模様	・吹付け ※ローラー	溶剤 ※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 外観 ※つやあり ・メタリック 樹脂 ※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・フッ素系
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材	・砂壁状 ・平たん状	・吹付け ・こて塗り	

複装仕上塗材の耐候性　・　１種　・　２種　※　３種

4．ロックウール吹付け（耐火被覆は，７章による）

吹付け厚さ（mm）　※　図示による　・ (15.12.3)

16 建具工事

1．一般事項

防火戸の指定 (16.1.3)
・　適用する（適用範囲は図示及び建具表による）
※　建築基準法に基づく防火戸の指定
又は認定を受けたもの(監督員の承認を受ける。)
※　適用しない

株式会社　三和技術
一級建築士事務所　青森県知事登録　第 1074 号
一級建築士　大臣登録　第 233509 号　佐藤允信

調査	設計	縮尺 ―――	工事名称 深浦港シャワー棟補修工事	A―特記２
		設計年月日 R7.02	図面名称 特記仕様書 (2)	No.

16 建具工事

防火戸との連動 (16.1.3)
・ 適用する(適用箇所は建具表及び図示による)
・ 自動閉鎖機構 ・ ヒューズ装置 ・ 熱感知器 ・ 煙感知器
※ 適用しない

見本の作成等 (16.1.4)
製 作 ※ 行わない ・ 行う（建具表による）
仮 組 ※ 行わない ・ 行う（建具表による）

防犯建物部品 ※ 使用しない ・ 使用する（建具表による） (16.1.6)

2．アルミニウム製建具

(16.2.2)(16.2.4)(表16.2.1)

外部に面する建具性能等級等(コンクリート系下地及び鉄骨下地)

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・ A 種	S－4	A－3	W－4	７０（引違い，片引き，上げ下げ窓で複層ガラスを使用する時で性能が確保できない場合は、１００）
・ B 種	S－5			
・ C 種	S－6	A－4	W－5	１００

※ 適用箇所は図示による

外部に面する建具性能等級等(木下地) (表16.2.2)

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・ D 種	S－2	A－3	W－3	※建具表による
・ E 種	S－3			

※ 適用箇所は図示による

(表14.2.1)

表面処理		
	外部に面する建具	※ ＢＢ－１種 ・ ＢＢ－２種
	内 部 建 具	※ ＢＣ－１種 ・ ＢＣ－２種

ＢＢ－２種，ＢＣ－２種の場合 ・ブロンズカラー（※標準色 ・濃色）
・ステンカラー

防音ドアセット，防音サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の遮音性能等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３

断熱ドアセット，断熱サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の断熱性能等級 ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３

耐震ドアセット，耐震サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の面内変形追随性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２

3．網戸

使用方法による区分 ※外面納まりの可動式 (16.2.3)
・内部納まりの開き式

・防虫網（線径0.25mm 網目16-18メッシュ）
・ガラス繊維入り合成樹脂 ・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS 316) ※合成樹脂

・防鳥網 ※ステンレス（SUS304）線径1.5mm ピッチ15mm

4．樹脂製建具

外部に面する建具性能等級等
(16.3.2)(表16.3.1)(表16.3.2)

(コンクリート下地系及び鉄骨下地)

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・ A 種	S－4	A－4	W－4	※建具表による
・ B 種	S－5		W－5	
・ C 種	S－6			

※ 適用箇所は図示による

木下地

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・ D 種	S－4	A－4	W－3	※建具表による
・ E 種	S－5			

※ 適用箇所は図示による

防音ドアセット，防音サッシ (表16.3.3)
・ 適用する（適用範囲は図示による） ※ 適用しない
適用する場合の遮音性能等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２

断熱ドアセット，断熱サッシ (表16.3.4)
・ 適用する（適用範囲は図示による） ※ 適用しない
適用する場合の断熱性能等級 ・ Ｈ－４ ・ Ｈ－５ ・Ｈ－６

表面色 (16.3.4)
・標準色（白） ・特注色（・黒 ・ブラウン ・シルバー）

5．鋼製建具

簡易気密型ドアセット (16.4.2)(16.4.4)(表16.4.1)(表16.4.2)
※ 使用する（適用箇所は図示とする）

気密性 ※ Ａ－３ ・
水密性 ※ Ｗ－１ ・
・ 使用しない

外部に面する建具の耐風圧性 ※ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６

鋼 板 (16.4.3～4)
※溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)

建具寸法が(16.4.4(1))を超える又は図示された建具に使用する鋼板類の厚さ

区 分		使用箇所	厚さ (mm)
窓	枠類	枠，方立，無目	(表16.4.2)に同じ
出入口	枠類	一般部分	2.3
	戸	中骨	2.3
上記以外			(表16.4.2)に同じ

標準型鋼製建具 ※ 使用する ・ 使用しない (16.4.6)

16 建具工事

6．鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット (16.5.2～4)(表16.5.1)
※ 使用する(適用箇所は図示による)
気密性 ※ Ａ－３ ・
・ 使用しない

戸の鋼板 ※ 表面処理亜鉛めっき鋼板
・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板

標準型鋼製軽量建具 ※ 使用する ・ 使用しない (16.5.6)
標準型鋼製軽量建具の小窓枠，がらり ※ 鋼製 ・ アルミ製

7．ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット (16.6.2～5)
※ 使用する（適用箇所は図示とする）
気密性 ※ Ａ－３ ・
水密性 ※ Ｗ－１ ・
・ 使用しない

外部に面する建具の耐風圧性 ※ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６

表面処理 ※ ＨＬ ・
鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ かど出し曲げ

8．木製建具

(16.7.2～4)
建具材の加工、組立時の含水率 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種
かまち戸の樹種 かまちは杉上小節程度 桟，鏡板は杉無節程度
ふすまの上張り ※ 新鳥の子程度又はビニル紙程度
ふすまの種類 ※ 戸ぶすま 工法（・ 在来型 ・ チップ型）

⑨ 建具用金物

(16.8.2)(表16.8.1)

金 物 の 種 類	型 式	製 造 所
シリンダー箱錠		
本締り付きモノロック		
レバーハンドル	レバー長さ L=130程度	錠前類と同一製造所
モノロック		
◯ シリンダー本締り錠		
グレモン錠		
◯ ドアクローザー		
フロアヒンジ		
ヒンジクローザー	ピボット形	
ピボットヒンジ		JIS表示認証製品
◯ SUS面付旗丁番		

標準型鋼製建具及び標準型軽量鋼製建具(準標準型共)のドアクローザー、
シリンダー箱錠は公共工事標準型とする。
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント取付位置は、建具表による。

マスターキーの製作 ・ 要 ⊙ 不要 (16.8.4)
・ 不要(既存マスターキーで施解錠可能とする。)

10．自動ドア開閉装置

引き戸用検出装置の種類 ・ 光線（反射）センサー (16.9.3)（表16.9.4）
・ タッチスイッチ
※補助センサーを設置する(補助光電センサー)

凍結防止装置 ・ 要 ※ 不要
全半開装置 ※ 設ける（半開幅＝ ）
・ 設けない

11．重量シャッター

(16.11.2)(表16.11.1)

種 類	シャッターケース	耐風圧強度	開閉方式	保護装置
・ 管理用シャッター	※ 設ける ・ 設けない	建具表及び図示による	※ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式	障害物感知装置（自動閉鎖型） ※ 設ける ・ 設けない
・ 防火シャッター ・ 外壁用 ・ 屋内用	※ 設ける ・		※ 上部電動式（手動併用）	障害物感知装置(自動閉鎖型)を設ける。
・ 防煙シャッター				

スラット及びシャッターケース用鋼板 (16.11.3)
※溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)

⑫ 軽量シャッター

(16.12.2～4)(表16.12.1)

開閉形式	シャッターケース	耐風圧強度	スラットの形状	保護装置
※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）	※ 設ける ・ 設けない	392Pa	※ インターロッキング型 ※ オーバーラッピング型	障害物感知装置（自動閉鎖型） ※ 設ける ⊙ 設けない

スラットの材質 (16.12.3)
※塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)
⊙塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322)

13．オーバーヘッドドア

(16.13.2)(16.13.3)

材 質	開閉方式	収納形式	耐風圧性能	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	※ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	・ ５０ ・ ７５ ・１００ ・１２５ (JIS A4715による強さの区分)	※ 溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ ステンレス鋼板

保護装置
障害物感知装置 ※ 設ける ・ 設けない

16 建具工事

⑭ ガラス

(16.14.2)(16.14.3)
※ 外部の建具に使用するガラスは、建築基準法に基づく耐風圧性能を有すること。

※ ガラスの材料、厚さ、それぞれの種類等は建具表及び図示による。

合わせガラスの特性
・ Ⅰ類 ・ Ⅱ－１類 ・ Ⅱ－２類 ・ Ⅲ類

強化ガラスの特性
・ Ⅰ類 ・ Ⅲ類

熱線吸収板ガラス
性能 ・ １種 ・ ２種
色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ

複層ガラス
断熱性 ・ Ｔ１ ・ Ｔ２ ・ Ｔ３
・ Ｔ４ ・ Ｔ５

日射取得性，日射遮蔽性 ・ Ｇ ・ Ｓ

封止の加速耐久性による区分 ※ Ⅲ類

熱線反射ガラス
日射遮へい性 ・ １種 ・ ２種 ・ ３種
耐久性 ・ Ａ類 ・ Ｂ類
色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ
・ シルバー
反射皮膜 ・ 内側 ・ 外側
映像調整 ・ 行う ・ 行わない

ガラスの留め材
※ シーリング
・ ガスケット （可動アルミ製建具及び樹脂製建具に限る）

防火戸のガラスの留め材は建築基準法の認定を受けたシーリング材とする。

ガラス溝の大きさ
・図示 ・建具の製造所の仕様による

複層ガラスの保証期間は引き渡し日から１０年間とし、メーカー保証書を提出する。

15．ガラスブロック（中空）

(16.14.5)

表面形状 (JIS A5212)	モジュール呼び寸法による区分（長さ×高さ）		厚さによる区分
正方形	・ １２５×１２５	・ １６０×１６０	・ ８０
	・ ２００×２００	・ ３２０×３２０	・ ９５
長方形	・ ２５０×１２５	・ ３２０×１６０	・ １２５

品質等

ガラスの種別	柄	目地色	金 属 枠	耐火性能
・ 一般ガラス ・ 乳白ガラス ・ カラーガラス ・ 熱線反射ガラス	・ 無 ・ 有	・ 白 ・ グレー	・ アルミニウム製（表面処理 ） ・ ステンレス製（表面仕上 ）	・ 規定しない ・ 有（ 分間）

17 カーテンウォール工事

1．カーテンウォールの種別

・ メタルカーテンウォール
・ ＰＣカーテンウォール

2．カーテンウォールの性能等

(17.1.2～3)(17.2.2～3)(17.3.2～3)

材 種	
耐風圧性	
耐 震 性	
水 密 性	
気 密 性	
耐 火 性	
耐温度差性	
遮 音 性	
断 熱 性	
材質等性能の確認方法	適切な資料により、監督員の承諾を受ける
層間変異追従性	
シーリング材	
構造ガスケット	
ガ ラ ス	
断熱材	
摩擦低減材・取付金物	カーテンウォール製作所の仕様による
表面仕上げ	

18 塗装工事

① 一般事項

屋内の壁及び天井の塗装の仕上げは、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。 (18.1.3)

② 素地ごしらえ

各部の素地ごしらえ (18.2.2～7)
◯木 部 ※Ａ種（不透明塗料塗）※Ｂ種（透明塗料塗）
鉄鋼面 ・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種
亜鉛めっき鋼面 ・Ａ種 ・Ｂ種
モルタル・プラスター面 ・Ａ種 ※Ｂ種
◯コンクリート・ALC面 ・Ａ種 ※Ｂ種
ボード面 ※Ａ種（継目処理工法）※Ｂ種（その他）

3．錆止め塗料塗り

塗料の種別 (18.3.2)
鉄鋼面 ※Ａ種 ※Ｂ種（標準仕様書8節の場合）
亜鉛めっき鋼面 ※Ａ種 ・Ｂ種

錆止め塗料塗り (18.3.3)
鉄鋼面 ※Ａ種（見え掛り） ※Ｂ種（見え隠れ）
亜鉛めっき鋼面 ※Ａ種（鋼製建具等）※Ｂ種(その他) ・Ｃ種

4．合成調合樹脂ペイント塗り（ＳＯＰ）

塗料の種別 ※１種 ・２種 (18.4.2)
合成樹脂調合ペイント塗り (18.4.3～5)
鉄鋼面 ・Ａ種 ※Ｂ種
木部 ※Ａ種（屋外） ※Ｂ種（屋内）

5．クリアラッカー塗り（ＣＬ）

木部 ・Ａ種 ※Ｂ種 (18.5.2)

18 塗装工事

6．アクリル樹脂非水分散形塗料塗り(屋内)（ＮＡＤ）

コンクリート・モルタル面 ・Ａ種 ※Ｂ種 (18.6.2)

⑦ 耐候性塗料塗り(屋外)（ＤＰ）

上塗りの等級 (18.7.2～4)(表18.7.1～3)
鉄鋼面 ※１級 ・２級 ・３級
亜鉛めっき鋼面 ※１級 ・２級 ・３級
コンクリート面及び押出成形セメント板面の種別
※Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種

8．つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）

コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他 (18.8.2～4)
のボード面 ・Ａ種 ※Ｂ種
鉄鋼面（屋内） ・Ａ種 ※Ｂ種

9．合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）

コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他 (18.9.2)
のボード面 ・Ａ種 ※Ｂ種

10．合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）

コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他 (18.10.2)
のボード面(屋内) ・Ａ種 ※Ｂ種

11．ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）

木部 ・Ａ種 ※Ｂ種 (18.11.2)

12．オイルステイン塗り（ＯＳ）

木部 ・水性 ・油性 (18.12.2)

⑬ 木材保護塗料塗り（ＷＰ）

木部(屋外) ⊙Ａ種 ※Ｂ種 (18.13.2)

19 内装工事

1．ビニル床シート

JIS A5705のJIS表示認証製品 (19.2.2)(19.2.3)

種 類	記号	色 柄	厚さ(mm)	特殊機能	工法
※ 発泡層のないもの	※ＦＳ ・ＴＳ	※無地 ・マーブル	※ 2.0 ・ 2.5	・帯電防止 ・耐動荷重	※熱溶接 ・突付け
・ 発泡層のあるもの	・ＨＳ ・ＫＳ	＊	・	・	・

目地処理する場合の工法 ・ ・熱溶接工法

2．化粧ビニル床シート

JIS A5705のJIS表示認証製品で，表面は印刷シートに透明表層を有した木目又は石目調のもの

種類の記号	色 柄	厚さ(mm)	特殊機能	工 法
ＦＳ	※ 木目調 ・ 石目調	※ 2.0 ・ 2.5	・帯電防止 ・耐動荷重	※熱溶接 ・突付け

上記以外はすべてビニル床シートに同じ
目地処理する場合の工法＿ ・ ・熱溶接工法＿

3．ビニル床タイル

JIS A5705のJIS表示認証製品 (19.2.2)(19.2.3)

種 類	記号	寸法	厚さ(mm)	特殊機能
※ コンポジションビニル床タイル	※ＫＴ	※300×300	※ 2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重
・ 複層ビニル床タイル	・ＦＴ	・300×300 ・450×450	・ 2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重

4．ビニル床シート・ビニル床タイルの特殊機能

帯電防止
・ 帯電防止性能評価（JIS A 1455）1.2～3.1程度
又は耐電圧（JIS L 1023)3kV以下
・ 帯電防止性能評価（JIS A 1455）3.2～5.1程度
又は漏えい抵抗値(JIS A 1454) 1×10?2オーム未満
・ 帯電防止性能評価（JIS A 1455）5.2以上
又は漏えい抵抗値(JIS A 1454) 1×10?2オーム未満

耐動荷重
JIS A 1454によるへこみ試験，残留へこみ試験、滑り性試験、層間剥離強度試験(発泡層のあるビニルシートのみ)およびキャスター性試験等の試験後異常がないこと。

5．視覚障害者用床タイル

(19.2.2)

材 質		寸 法 (mm)
・ 塩化ビニル系	・ せっ器質タイル系	３００×３００

6．ビニル幅木

材 種 ・ 軟質 ・ 硬質 (19.2.2)
高 さ (mm) ※ ６０ ・ ７５ ・ １００
厚 さ (mm) ※ １．５ ・ ２．０

7．カーペット敷き

・ タフテッドカーペット (19.3.2)(19.3.3)(表19.3.2)

施工箇所	パイル形状	パイル長さ(mm)	工 法	品 質	帯電性
			※ 全面接着工法 ・ グリッパー工法		(19.3.2)による

品質は参考商品名である
・ タイルカーペット (19.3.2)(19.3.3)(表19.3.2)

施工箇所	種 類	パイル形状	寸 法	総厚さ	帯電性
	※第１種 ・第２種	※ループパイル ・カットパイル	※500×500 ・	※ 6.5 ・	製造所の仕様による

8．合成樹脂塗床

材料の種類 (19.4.2)
・ 厚膜型塗床材
・ 弾性ウレタン樹脂系塗床材
・ エポキシ樹脂系塗床材
・ 薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床材）
仕上の種類 (19.4.3)
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・つや消し仕上げ

株式会社 三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074 号
一級建築士 大臣登録 第 233509 号 佐 藤 允 信

調 査	設 計	縮 尺 ―――	工事名称 深浦港シャワー棟補修工事	A―特記３
		設計年月日 R7.02	図面名称 特 記 仕 様 書 (3)	No.

19 内装工事

9．フローリング張り

・単層フローリング　(19.5.2～3)　(19.5.5～6)　(表19.5.3～4)

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	塗装
・ フローリングボード１等	※なら ・	※１５　幅　７５ ・ 長さ400以上	・釘止め工法 ・接着工法	※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス ・生地のままワックス ・既塗装品
・ フローリングブロック１等	※なら ・	※１５　(303×303) ・	・接着工法	

・複合フローリング

種別	樹種	種別	防湿処理	工法	塗装
・ 複合フローリング	※なら ・さくら ・ひのき ・	・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	・行う ※行わない	・釘止め工法 ・接着工法	※ウレタン樹脂ワニス塗り オイルステン塗りの上ワックス塗り ・生地のままワックス塗り ・既塗装品
・ 大型積層フローリング	・なら ・さくら ・	・	・行う ・行わない	・特殊張り工法 (体育館床)	

10．畳敷き

畳の種別　・ Ａ種　・ Ｂ種　(19.6.2)(表19.6.1)
※ Ｃ種　・ Ｄ種（　　）　(19.7.2～3)(表19.7.1)(表19.7.5)

種類又は記号	種別など	厚さ(mm)	規格番号
けい酸カルシウム板 (繊維強化セメント板) 0.8ＦＫ又は1.0ＦＫ		壁　・ 8(不燃) ・ 10(不燃) ・ 12(不燃) 天井　・ 6(不燃) ・ 12(不燃)	JIS Ａ 5430 (タイプ2)
グラスウール 吸音ボード (吸音材料) ＧＷ－Ｂ	ガラスクロス (JIS Ａ 3414 EP18程度) 額縁張り品	25(不燃)	JIS Ａ 6301 (32K)
ロックウール 化粧吸音板 (吸音材料) ＤＲ	※ 内部用 ・ 軒天用	普通　※　9(不燃) ・ 12(不燃) 立体模様　・ 12(不燃) ・ 15(不燃) ・ 19(不燃)	JIS Ａ 6301
せっこうボード (せっこうボード製品) ＧＢ－Ｒ		壁　・ 9.5(準不燃) ※12.5(不燃) ・ 15(不燃) 天井　・ 9.5(準不燃) ※12.5(不燃)	JIS Ａ 6901
シージング せっこうボード (せっこうボード製品) ＧＢ－Ｓ		壁　12.5(準不燃) 天井　・ 9.5(準不燃) ※12.5(準不燃)	JIS Ａ 6901
強化せっこうボード (せっこうボード製品) ＧＢ－Ｆ		・ 12.5(不燃) ・ 15(不燃)	JIS Ａ 6901
不燃積層 せっこうボード (せっこうボード製品) ＧＢ－ＮＣ	トラバーチン模様 色　※白 ・黄	9.5(不燃)	JIS Ａ 6901
化粧せっこうボード (せっこうボード製品) ＧＢ－Ｄ	木目模様 木目模様 (裏桟付き) 特殊模様	壁　・ 9.5(準不燃) ※12.5(不燃) 天井　・ 9.5(準不燃) ※12.5(不燃)	JIS Ａ 6901

せっこうボードの目地処理　※ 継目処理工法　・ 突付けＶ目地工法
・ 突付け工法　・ 目透し工法

12．遮音シール材

・ アクリル系シーリング材　※ ジョイントコンパウンド　(19.7.2)

13．壁紙張り　(19.8.2)

施工箇所	品質	防火種別
		・不燃　・準不燃　・その他
		・不燃　・準不燃　・その他
		・不燃　・準不燃　・その他
		・不燃　・準不燃　・その他

品質は参考商品名である。

14．断熱材

断熱材の打込み及び現場発泡工法　(19.9.2)(19.9.3)

種類		箇所	厚さ(mm)	備考
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・Ａ種ビーズ法 ※Ａ種押出法 ２種ｂ		・ 25 ・	JIS Ａ 9521の JIS表示認証製品
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (Ａ種)	・２種ｂ ・３種ｂ (スキン層あり)	下記以外 接地部分及び屋根防水部分ビット内部	※ 25 ・	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ ・	・	・	
・ フェノールフォーム断熱材	・ ・	・	・	JIS Ａ 9521の JIS表示認証製品
・ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材	※Ａ種１Ｈ ・	・	※ 30 ・	JIS Ａ 9526 による難燃性 ・２級　※３級
・	・	・	・	

※ 施工範囲は建築工事標準詳細図(図7-01-1)による。

上記以外に用いる断熱材

種類		箇所	厚さ(mm)	備考
・ ＪＩＳＡ発泡プラスチック保温材	・Ａ種ビーズ法		※ 25	JIS表示認証製品
	※Ａ種押出法 ２種ｂ	下記以外		
	※Ａ種押出法 ３種ｂ (スキン層あり)	接地部分及び屋根防水部分ビット内部		

19 内装工事

・ グラスウール保温材	※24Ｋ品		※ 100 ・	JIS表示認証製品

※ グラスウール使用部分の室内側防湿シート
※ 被覆品　・防湿層ポリエチレンフィルム(t0.15)張り　(重ね100)

20 ユニット及びその他の工事

1．フリーアクセスフロア　(20.2.2)

施工場所	工法	仕上り高(mm)	適用地震時水平力(Ks)	耐荷重性能(N)	表面仕上げ
	・溝工法 (置敷工法)		・ 1.0G ※ 0.6G	・ 3,000 ・ 5,000 ・	・帯電防止床タイル ・タイル
	・支柱一体型パネル工法 (置敷工法)				
	・支柱分離型パネル工法 (支柱調整式工法)				

ボーダー部　※ 一般部分の仕様に準ずる　・ 図示による
床表面仕上げ材の品質は標準仕様書19章による。
配線取出し用切り欠きパネルは１枚／㎡以上とする。
空調用吹き出し(吸い込み)パネル　※ なし
・ 有り（※固定式　・可変式）
施工箇所は図示

2．可動間仕切(パーテーション)

構造形式による種類	スタッド式（内蔵）	(20.2.3)
構成基材	・アルミニウム合金系　・スチール系	
パネル表面材	焼付塗装鋼板（標準色）　ｔ＝０．５以上	
遮音性	３６dB/500Hz以上	
防火性能	不燃	

3．移動間仕切(スライディングドア)

パネルの操作方法による種類	規定しない	(20.2.4)
パネル表面材の材質及び仕上げ	製造所仕様の化粧鋼板（標準色） ｔ＝０．５以上	
パネル圧接装置の操作方法	ハンドル回転式又はプッシュ式	
遮音性	３６dB/500Hz以上	
防火性能	不燃	
取り付け用あと施工アンカー	材質，寸法等は図示又は製造所の仕様による	

4．トイレブース

表面材	メラミン樹脂系化粧板（標準色）	(20.2.5)
幅　木	ステンレス製 Ｈ＝６０	
フレーム	アルミ製	
扉	厚４０中心吊りアール形アルミ製エッジ， 帽子掛け戸当たり付き	

5．階段滑り止め(ノンスリップ)

材　種	ステンレス（SUS304） ビニールタイヤ入り（幅約35mm）	(20.2.6)
取り付け方法	※ 接着工法　・ 埋込み工法	

6．床目地棒　ステンレスＦＢ（SUS304）　ｔ５～６×Ｈ１２　(20.2.7)
（床仕上げが異なる場合に設ける。但し、建具部は建具表による。）

7．黒板及びホワイトボード　(20.2.8)

・黒板
区分　・　※焼き付け
種類　・　※鋼製黒板　・ほうろう黒板
色　※緑
・ホワイトボード

8．鏡　耐湿鏡　ｔ＝５　ステンレスフレーム付き　(20.2.9)

9．表示

衝突防止表示	ＨＬ仕上げ　Φ３０程度　市販品　ステンレス製	(20.2.10)
誘導標識	市販品	
室名札	アクリル板	

10．煙突ライニング材　(20.2.11)
煙突用成形ライニング材　安全使用温度　・４００℃　・６００℃

11．ブラインド　(20.2.12)

形式	※ 横型ブラインド	・ 縦型ブラインド
スラット	※ アルミニウム合金	・ クロススラット ・ アルミフラット
開閉方式	※ ギヤ式　・コード式 ・ 操作棒式	※ ２本操作コード方式
スラットの成形(mm)	※ ２５　・	・ ８０　・ １００

12．ロールスクリーン　(20.2.13)

操作方式	・ スプリング式　※ チェーン式　・電動式	
スクリーンの生地	無地で製造所仕様の標準タイプ	
その他の材料	・　※製造所の仕様による	

13．カーテン　(20.2.14)(表20.2.1)

名称・品質など	ひだの種類	形式	引分け装置
	※箱ひだ、つまひだ ・	・シングル・片引き ・ダブル・引分け	※手引　・ひも引 ・電動
	※箱ひだ、つまひだ ・	・シングル・片引き ・ダブル・引分け	※手引　・ひも引 ・電動

14．カーテンレール

材　質	※ ステンレス製　・ アルミニウム製	(20.2.14)
形　状	※ 角型　・ Ｃ型	

15．アルミニウム製カーテンボックス　(表14.2.1)
表面処理　※ ＢＣ－１種　・ ＢＣ－２種

16．点検口

施工箇所	材種	寸法	形式
天　井	※ アルミニウム製 ・	※ ４５０×４５０ ・ ６００×６００	※ 目地タイプ ・ 額縁タイプ
床	※ アルミニウム製 ・	・ ４５０×４５０ ※ ６００×６００	※ 一般形貼物用 ・ 一般形充填用

20 ユニット及びその他の工事

17．くつふきマット

材種	受わく
※ 塩化ビニル製又は塩化ゴム製 ・ 硬質アルミニウム合金製 ・ ステンレス製（SUS 304）	※ ステンレス製（SUS 304） ・ 硬質アルミニウム合金製

18．ステンレス流し台　※ ＢＬ認定商品（システム　※ Ｉ型　）トラップ付
・

19．コンロ台　※ ＢＬ認定商品（システム　※ Ｉ型　）バックガード（※有　・無）
・

20．つり戸棚　※ ＢＬ認定商品（システム　※ Ｉ型　）
・

21．水切棚　※ １段　・ ２段　・

22．旗竿受金物　※ ステンレス製（SUS 304）既製品　彫り込みタイプ既製品

23．旗竿
形　式　※ ハンドル式　・ 同一断面式　Ｈ＝
材　種　※ アルミニウム合金　・　m
操作方式　※ テーパー式　・ ロープ式

24．屋内掲示板　※ 既製品　アルミニウム製枠　表面発泡シート張り

25．視覚障害者用誘導ブロック
屋　外　※ コンクリート製　・ 磁器質タイル
(※ １００角　・ １５０角)

26．出隅面取材
材　種　※ アルミニウム合金製　・
高　さ　※ 天井まで　・ １．８ｍ程度

27．かぎ箱　市販品　フック数（本）　・ ３０　・ ４０
・ ６０　・ １００　・

28．消火器ボックス　鋼製　既製品

29．ピクチャーレール　アルミ製　既製品：ﾜｲﾔｰ，ﾌｯｸ等の吊り金物(4ｾｯﾄ／ｍ) 共

30．郵便受　図示

21 排水工事

1．グレーチング　※ 鋼製　・ ステンレス製　(21.2.1)

2．鋳鉄製マンホールふた　簡易密閉式とし，表面には用途別の標準文字付きとする。　(21.2.1)

3．縁石及び側溝　地業の材料　※再生クラッシャラン　・　(21.3.2)

4．埋戻し土　※Ｂ種

22 舗装工事

1．再生材　※ 使用する　・ 使用しない　(22.1.3)

2．盛土材料　路床の盛土材料　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(22.2.3)

3．フィルター層及び凍上抑制層用材料
フィルター層　※ 砂　(22.2.2)(22.2.3)
凍上抑制層　※ 再生クラッシャラン　・ 切込砂利又は切込砕石

4．路床安定処理
路床安定処理添加材料　(22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1)
※ 普通ポルトランドセメント　・ 高炉セメントＢ種
・ フライアッシュセメントＢ種
・ 生石灰（・特号　・１号）　・ 消石灰(・特号　・１号)

5．砂の粒度試験　※ 行わない　・ 行う　(22.2.3)

6．路床土の支持力比(ＣＢＲ)試験　※ 行わない　・ 行う（※ 乱した土　・ 乱さない土）　(22.2.5)

7．路床の締固め度の試験　・ 行わない　※ 行う（箇所：埋戻し及び盛土部）　(22.2.5)

8．路盤材料　※ 再生クラッシャラン　ＲＣ－４０　(22.3.3)(表22.3.1)
(透水性舗装の場合を除く)
・ クラッシャラン　Ｃ－４０
・ クラッシャランスラグ　ＣＳ－４０

9．路盤の締固め度の試験　※ 行う　(22.3.5)

10．アスファルト舗装
加熱アスファルト混合物の種類　(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)

表　層	※ 再生密粒度アスファルト混合物（１３） ・ 密粒度アスファルト混合物（１３） ・ 細粒度アスファルト混合物（１３） ・	舗装の厚さは図示による
基　層	※ 再生粗粒度アスファルト混合物（２０） ・ 粗粒度アスファルト混合物（２０） ・	

舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする
アスファルト混合物等の抽出試験　※行わない　・行う　(22.4.6)

11．コンクリート舗装
早強ポルトランドセメント　・ 使用する　※ 使用しない　(22.5.3)
溶接金網　※ あり　・ なし

12．カラー舗装　(22.6.2)

種類		部位		厚さ(mm)
加熱系	※ アスファルト混合物	・ 車道部	・ 歩道部	図示による
	・ 石油樹脂系混合物	・ 車道部	・ 歩道部	
	・ ニート工法	・ 車道部	・ 歩道部	３～５
常温系	・ 塗布工法	・ 車道部	・ 歩道部	１程度以下

着色骨材・自然石（　　）　(22.6.3)

22 舗装工事

13．透水性アスファルト舗装
構成　・図示　(22.7.2)(22.7.6)
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　※行わない　・行う
舗装の平たん性は著しい不陸がないものとする

14．ブロック系舗装
・ インターロッキングブロック舗装　(22.8.2)(22.8.4)(表22.8.1)
・ コンクリート平板舗装　※ 砂目地
・ モルタル目地
・ 舗石舗装基層　※ コンクリート版　・ アスファルト混合物

15．砂利敷き　※ Ａ種（通路）　※ Ｂ種（建物周囲その他）　・　(22.9.2)

16．区画線　※ ＪＩＳＫ５６６５　３種１号
・

23 植栽工事

1．植栽地の確認等　※排水性及び土壌硬度の確認　(23.1.3)
・水素イオン濃度指数（pH）・電気伝導度（EC）の試験
(23.2.2)(表23.2.2)

種別	樹種等	植栽基盤の適用	
・ Ａ種	樹木	・ 適用する	※ 適用しない
※ Ｂ種	芝，地被類木	※ 適用する	・ 適用しない
・ Ｃ種			
・ Ｄ種			

3．植込み用土　※ 現場発生の良質土　・ 客土　(23.2.3)

4．土壌改良材　・ バーク堆肥(50L/㎥)　・ 下水汚泥コンポスト(10L/㎥)　・　(23.2.3)

5．芝　種別　※ コウライシバ　・ ノシバ　(23.4.2)

6．屋上緑化　(23.5.2)(23.5.3)

工法	土壌層厚さ	排水層
・ 屋上緑化システム	・ ６ｃｍ ・ １５ｃｍ ・ ３０ｃｍ	・ 適用する 材質（・ 軽量骨材 ・ 板状成形品） ・ 適用しない
・ 屋上緑化軽量システム	※ システム製造所の仕様による	

24 総揮発性有機化合物ＴＶＯＣ測定仕様書

1．一般事項
試料採取および測定は，厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」（以下「厚労省の測定方法」という。）の新築住宅の例に準拠して行う。

2．測定対象化学物質
測定対象化学物質は，下記４ 1)，2)の区分に従い，表の①から⑭の１４物質及びＴＶＯＣ又は表の①から⑨の９物質及びＴＶＯＣとする。

3．測定方法
1） クロマトグラム上で「n-ヘキサン」から「n-ヘキサデカン」までの部分に検出される物質のピーク値を「トルエン」に換算した値をＴＶＯＣ濃度とする。
2） トルエン換算で 2.0μg/m3 未満のピークは測定の対象としない。
3） 上位１０ピークについて物質を特定して濃度の測定を行う。

表　測定対象化学物質及び室内濃度指針値

化学物質名	室内濃度指針値			
① ホルムアルデヒド	100	μg/m3	0.08	ppm
② トルエン	260	μg/m3	0.07	ppm
③ キシレン	200	μg/m3	0.05	ppm
④ エチルベンゼン	3,800	μg/m3	0.88	ppm
⑤ スチレン	220	μg/m3	0.05	ppm
⑥ パラジクロロベンゼン	240	μg/m3	0.04	ppm
⑦ テトラデカン	330	μg/m3	0.04	ppm
⑧ アセトアルデヒド	48	μg/m3	0.03	ppm
⑨ ノナナール	(暫定)41	μg/m3	0.007	ppm
⑩ フタル酸ジ-n-ブチル	17	μg/m3	0.0015	ppm
⑪ フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100	μg/m3	0.0063	ppm
⑫ クロルピリホス	1	μg/m3	0.00007	ppm
⑬ ダイアジノン	0.29	μg/m3	0.00002	ppm
⑭ フェノブカルブ	33	μg/m3	0.0038	ppm
⑮ 総揮発性有機化合物（ＴＶＯＣ）	400	μg/m3	（暫定目標値）	

4．測定する室
1） １４物質及びＴＶＯＣ濃度を測定する室等
・ 室名：

2） ９物質及びＴＶＯＣ濃度を測定する室
・ 室名：

・ 屋外(周囲の建物から離れた場所１か所)

5．測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を２部提出する。
1） 測定結果（アセトアルデヒドについては，試料採取時の気温が20℃に満たない場合には，「厚労省の測定方法」に定める計算式で20℃，湿度50%に，ホルムアルデヒドについては25℃，湿度50%に補正した濃度を報告すること。）
2） 試料採取時の状況（気温・湿度(屋外，室内)，天候、風の状況、日射進入状況，採取年月日・時間，窓の開閉状況，機械換気量，工事完成から試料採取までの日数）
3） 試料採取方法，測定方法，使用した測定機器
4） ＴＶＯＣ濃度の算出に使用したクロマトグラムの写し

6．その他
表の化学物質①から⑤のうち，いずれかの物質の濃度が室内濃度指針値を超える場合は，工事目的物の引渡しを受けない。
ＴＶＯＣの測定の結果，暫定目標値を超える場合は，発生原因の究明及び汚染物質の発生を低減するための対策について，協議を行うこと。

株式会社　三和技術
一級建築士事務所　青森県知事登録　第 1074 号
一級建築士　大臣登録　第 233509 号　佐藤允信

調査	設計	縮尺	―――	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	Ａ－特記４
		設計年月日	R7.02	図面名称	特記仕様書 (4)	Ｎｏ．

工　事　概　要		
敷地概要	所在地	青森県西津軽郡深浦町大字深浦　地内
	都市計画	都市計画区域外
	建蔽率･容積率	ー
建築概要	用途	公衆便所
	工事の種別	建築、電気、機械設備修繕工事
	構造・階数	鉄筋コンクリート壁構造　・　１階建て
	建築面積	124.39 ㎡
	延べ面積	147.07 ㎡

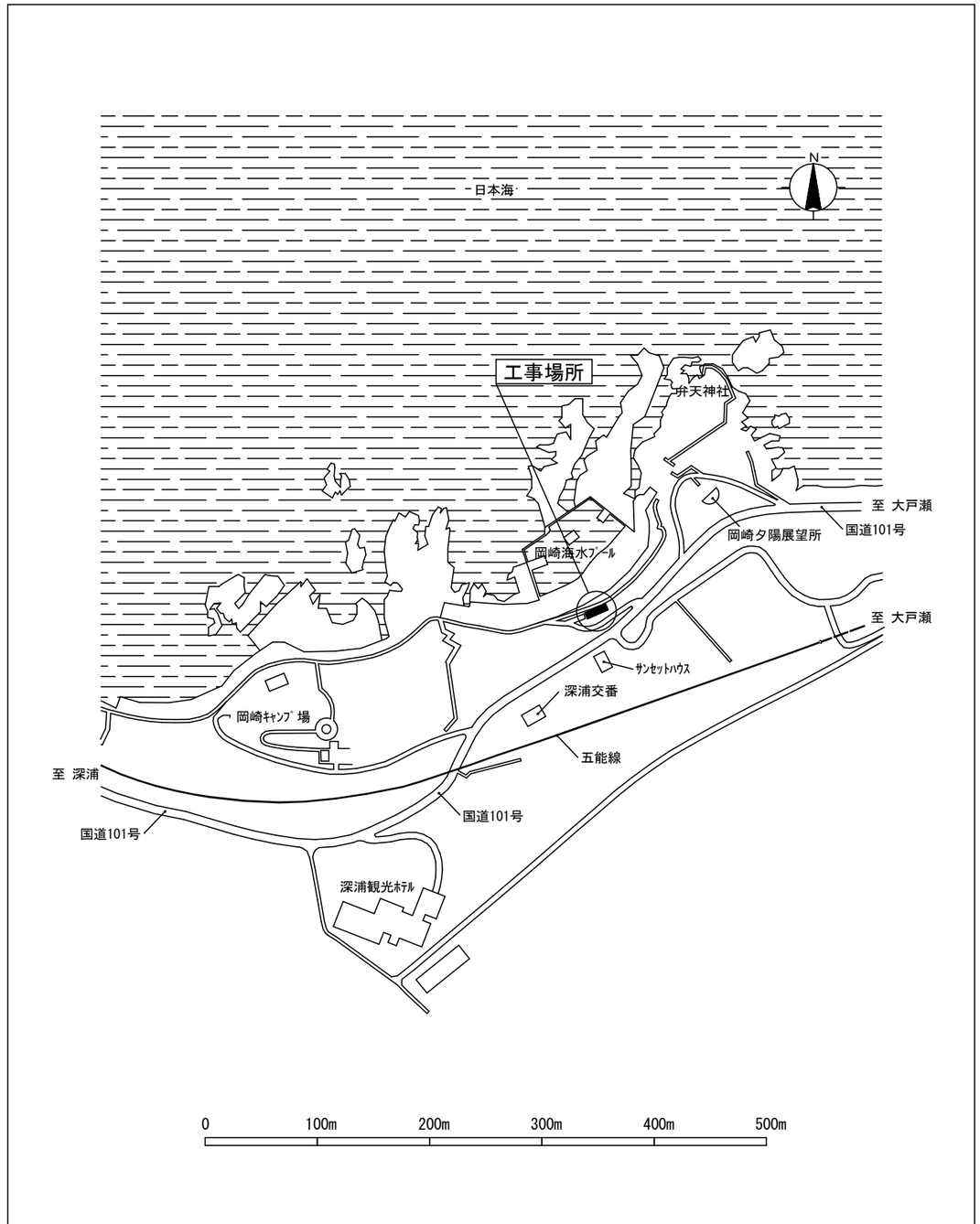

付近見取図　S＝1/5,000

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録 第 233509号　佐 藤 允 信	承 認	設 計	担 当		縮 尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	工事概要、付近見取図
						図面名称	工事概要、付近見取図	No. A-01

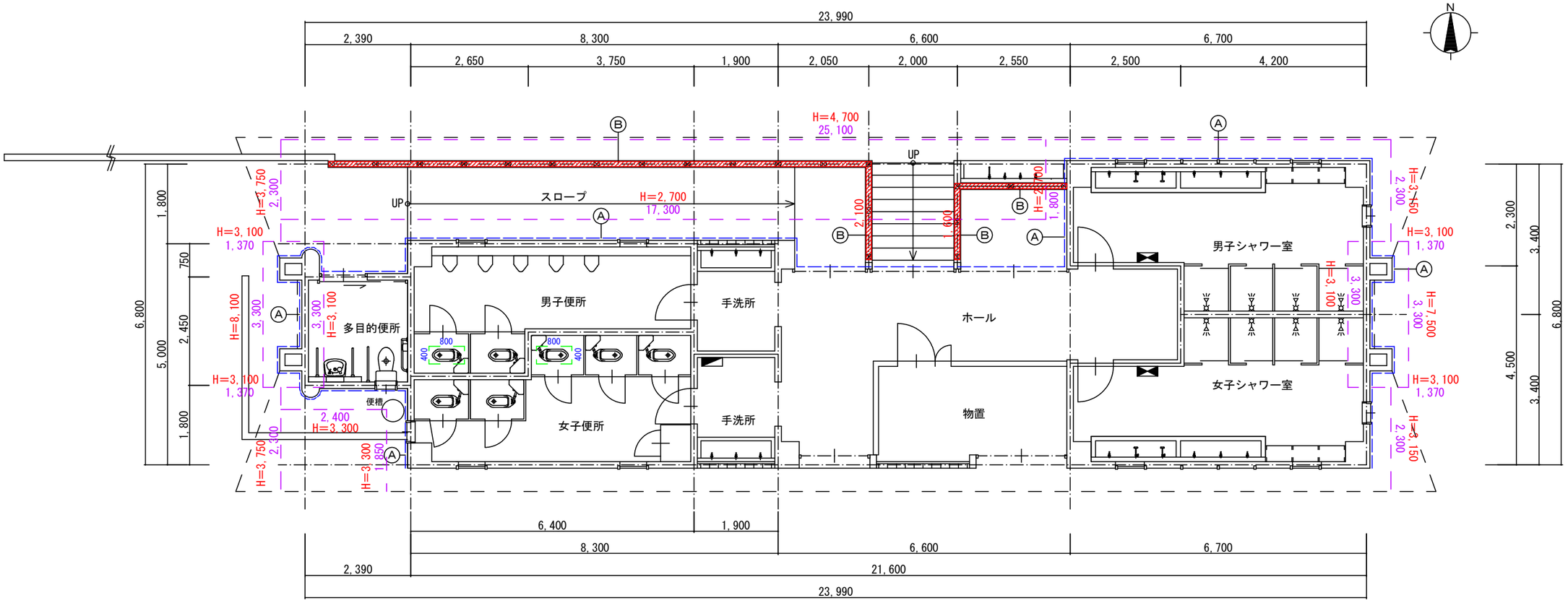

平面図　S=1/100

凡　例	
Ⓐ	耐候性塗料塗り（DP）　下地調整（ケレン･清掃共）下地調整塗材Ｃ－１
Ⓑ	木材保護塗料塗り（WP）木部（A種）　下地調整 木部 RB種
	カッター入れ　コンクリート面
	仮設足場

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録 第 233509号　佐 藤 允 信	承 認	設 計	担 当	縮 尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	平面改修図
					図面名称	平面改修図	No. A-02

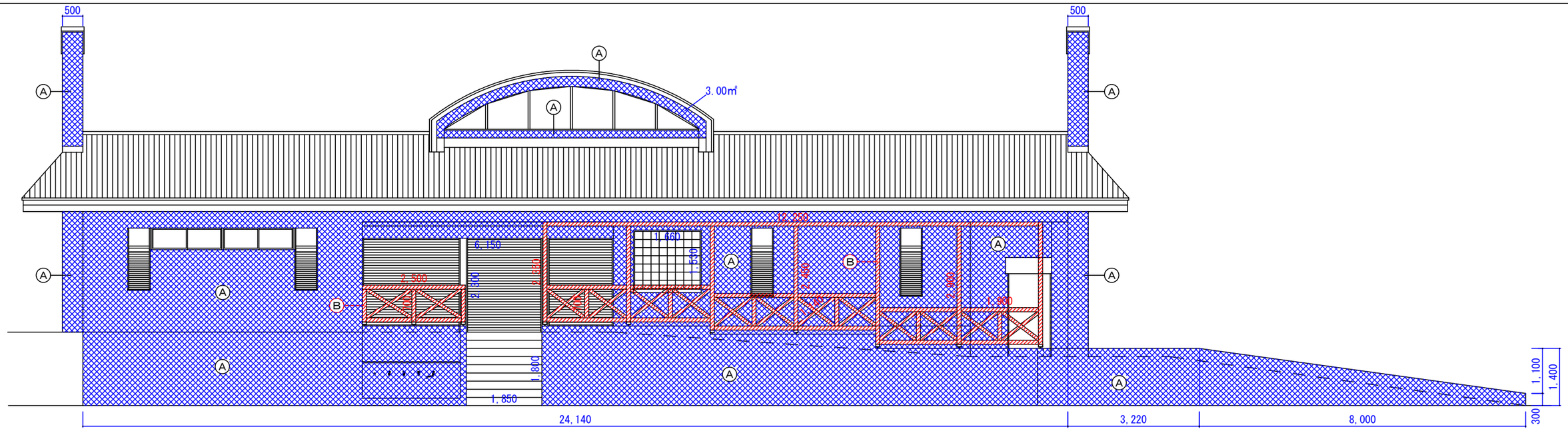

北側 立面図　　S=1:100

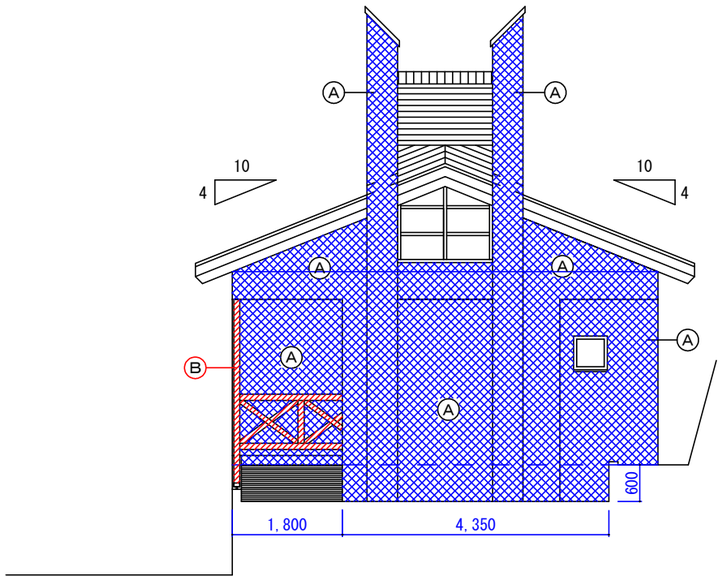

西側 立面図　　S=1:100

凡　例	
Ⓐ	耐候性塗料塗り（DP）　下地調整（ケレン･清掃共）下地調整塗材Ｃ－１
Ⓑ	木材保護塗料塗り（WP）木部（A種）　下地調整 木部 RB種

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録 第 233509号　佐 藤 允 信	承 認	設 計	担 当	縮 尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事 図面名称 立面改修図(1)	立面改修図(1) No. A-03

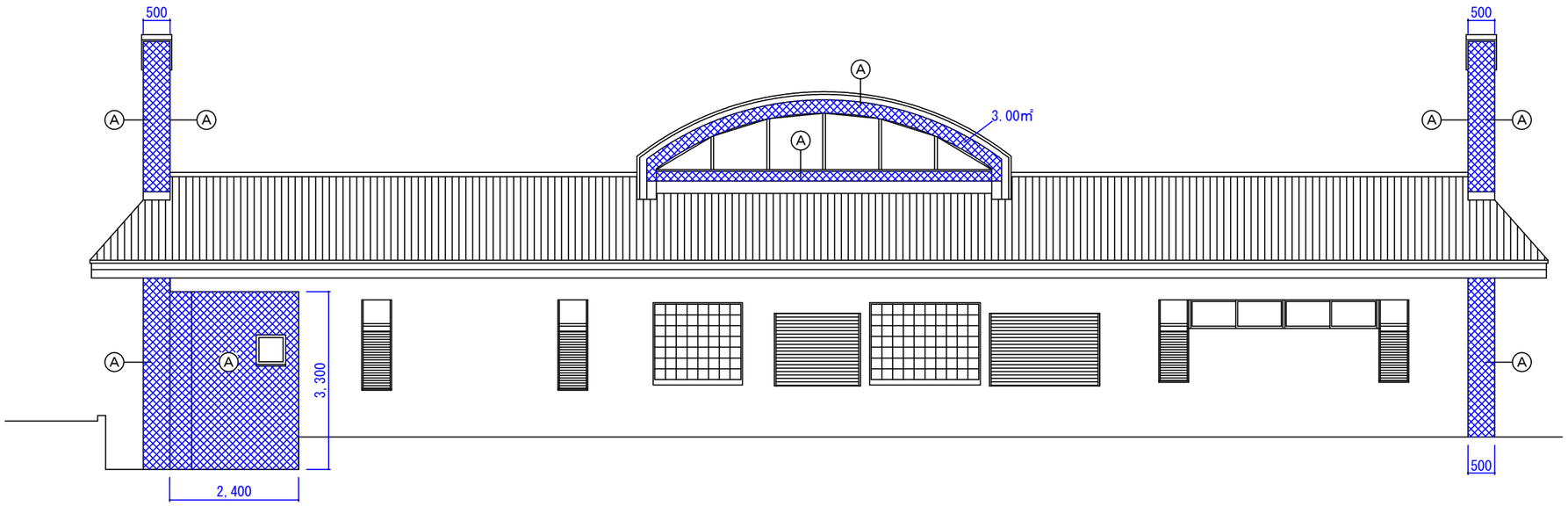

南側 立面図　　S=1:100

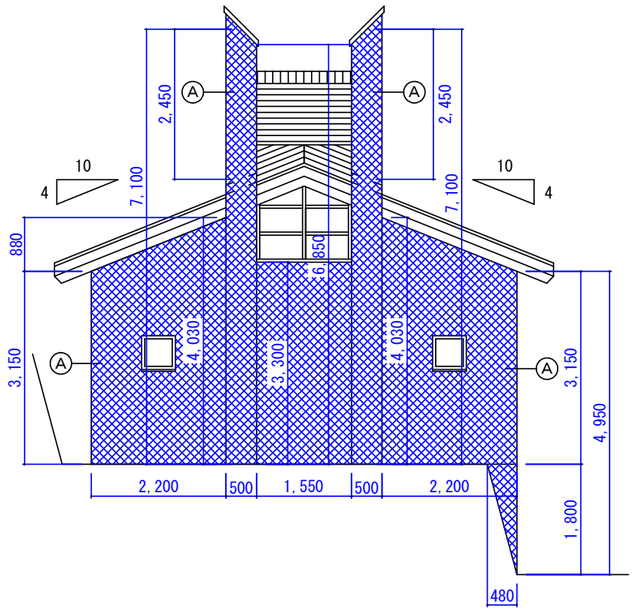

東側 立面図　　S=1:100

凡　例	
Ⓐ	耐候性塗料塗り（DP）　下地調整（ケレン･清掃共）下地調整塗材Ｃ－１
Ⓑ	木材保護塗料塗り（WP）木部（A種）　下地調整 木部 RB種

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録 第 233509号　佐 藤 允 信	承 認	設 計	担 当	縮 尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事 図面名称 立面改修図(2)	立面改修図(2) No. A-04

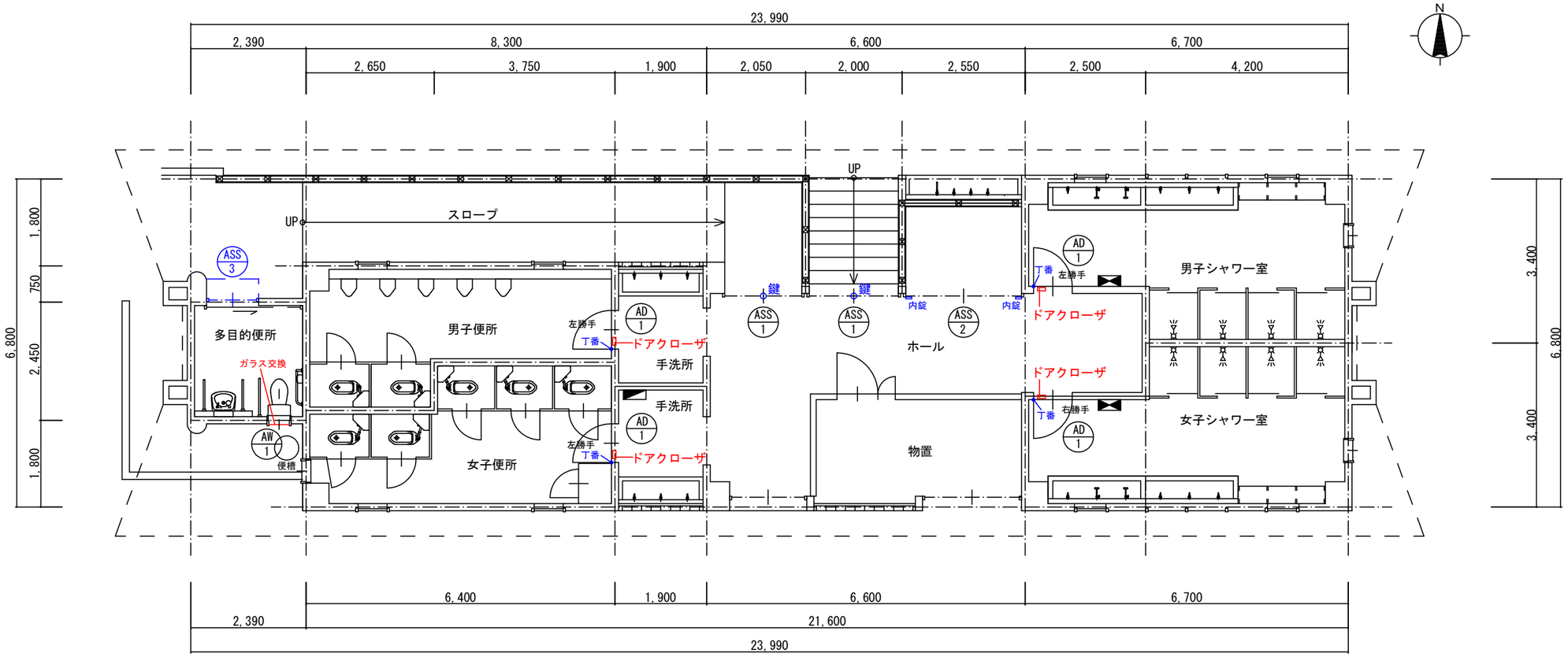

平面図　S=1/100

「青字は改修部を示す」

窓　番	窓　種	数　量	付属金物取替箇所	取替数量
ASS 1	軽量アルミバランスシャッター　鍵付き	2	ディンプルキー	2
ASS 2	軽量アルミバランスシャッター　鍵なし	1	内錠（ラッチ錠）	2
ASS 3	軽量アルミバランスシャッター　鍵付き	1	アルミ座板　付属金物一式　ディンプルキー　ケース角形 アルミ押出形材ブロンズ L6-TS　W1070×H2030	1
AD 1	アルミドア	左勝手 3	ドアクローザ　パラレル型	3
			ステンレス面付旗丁番　ねじ穴数12（3枚/箇所）	9
		右勝手 1	ドアクローザ　パラレル型	1
			ステンレス面付旗丁番　ねじ穴数12	3
AW 1	アルミ窓	1	網入型板ガラス　厚6.8㎜　かすみクロスワイヤ　500×500	1

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号
一級建築士大臣登録 第 233509号　佐 藤 允 信

承 認	設 計	担 当	

縮 尺 1/100
設計年月日 R7.02

工事名称　深浦港シャワー棟補修工事
図面名称　建具改修図

建具改修図
No. A-05

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　深浦港シャワー棟補修工事

2．工事場所　青森県西津軽郡深浦町大字深浦　地内

3．建物概要

建物名称	用途	消防法施行令別表第１の区分	構造	階数	延べ床面積（㎡）	備考
岡崎海水プールトイレ	公衆トイレ					

4．工事種目　（ ⊙ 印のついたものを適用する）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種目（新設・改修区分）屋内					屋外	備考
⊙ 電灯設備	改修					改修	
・ 動力設備							
・ 電熱設備							
・ 雷保護設備							
・ 受変電設備							
・ 電力貯蔵設備							
・ 発電設備							
・ 構内情報通信網設備							
・ 構内交換設備							
・ 情報表示設備							
・ 映像・音響設備							
・ 拡声設備							
・ 誘導支援設備							
・ テレビ共同受信設備							
・ 監視カメラ設備							
・ 駐車場管制設備							
・ 防犯・入退室管理設備							
・ 自動火災報知設備							
・ 中央監視制御設備							
・ 構内配電線路							
・ 構内通信線路							
・ 昇降機設備							

5．主たる省エネ手法　（　　）

6．指定部分及び施工条件※　無し　・有り　（　　）

工期　：　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通事項

質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 平成31年版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編・平成31年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編・平成31年版）」（以下「標準図」という。）による。

2．特記仕様

1）項目は、番号に⊙　印のついたものを適用する。

2）特記事項は、○　印のついたものを適用する。○　・　印のない場合は※印を適用する。　・○印と　※　印のある場合は共に適用する。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	①．書類の書式等	※　別途に定める書式　・監督職員の指示による。
	②．適用基準等	※　工事写真の撮り方　建築設備編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２４年版） ・　青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン　青森県県土整備部建築住宅課　（平成２９年４月） ・　青森県認定リサイクル製品優先使用指針　青森県環境生活部　（平成２０年４月） ・　青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守すること。 ※　防犯性の向上については「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守すること。
	３．概成工期	工事期限より＿＿＿＿　日前
	４．電気工事士	最大電力５００ＫＷ以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	５．電気保安技術者	適用する。 工事現場におく電気保安技術者は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第1章第3節1.3.2による。
	⑥．機材等	1）（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料等を使用する。 2）評価書に記載のない項目については、監督職員と協議の上、機器性能・規格・納入実績・サービス体制等を証明するに十分な資料を添付し監督職員の承諾を受ける。 3）本無に本社、支店、営業所を有するメーカー製品及び可能な限り県産材を使用すること。 4）本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。 5）「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツBuyあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について認定リサイクル製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 認定リサイクル製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ提出する。
	⑦．機器の品質・性能証明	使用する機材が前項1）による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（b）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。但し、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	８．技術検査	工事施工途中における技術検査（「中間検査」）は検査時期は次により、監督職員と協議すること。 ・　機材が天井仕上げ等で隠ぺいされる前（原則1回） ・　主要な機器が水没等により不可視となる前 ・　その他発注者が必要と認めた工程（別途指示による） 工事写真等を電子データにより検査する際に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。
	９．本受電後の基本料金	・計上する想定する契約電力＿＿＿ KW、想定する期間＿＿＿ ヵ月間　・計上しない
	⑩．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水、及び官公庁等への諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
	１１．工事用仮設物	構内に作ることが　※　できる　・　できない
	１２．監督職員事務所	※　設けない　・　設ける 監督職員事務所には次の備品等を置く。　机・いす・書棚・衣類ロッカー・保護帽・懐中電灯・ゴム長靴・雨ガッパ
	１３．足場・その他	※　別契約の関係受注者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できるものとする。 ・　本工事で設置する。 足場を設ける場合、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成25年版　２．４（b）によるほか、設置において は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり設置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
① 一般共通事項	１４．発生材の処理等	1）引き渡しを要するもの　※　なし　・あり（下記による）
		2）再生資源の利用を図るもの
		3）再資源化を図るもの（下記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること）
		※　特定建設資材廃棄物
		4）特別管理産業廃棄物　※　なし　・あり（下記による） ・　微量ＰＣＢ機器　分析調査（・　要　・　不要）　処理方法（　　） ・　ＰＣＢ機器　分析調査（・　要　・　不要）　処理方法（　　）
		5）１）～４）以外の発生材の処理地
		6）建設発生土の処理 ※　構内指示の場所に敷き均し　・　構内指示の場所に堆積 ・　構外搬出適正処理（ ※　本工事（ 約　　㎞・搬出調書等を提出する ）　・　別途工事 ）
	１５．工事の下請負	受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工について総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者が青森県の指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 受注者は、工事を下請負に付する場合には、可能な限り地元建設業者を使用すること。
	１６．報告書	1）施工体制台帳及び施工体系図 本工事を施工するために下請負契約を締結したものは、下請負業者と契約締結後全ての下請契約書の写しを監督職員に１部提出する。 また、施工体制台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものとし、現場表示も併せて行うものとする。 2）主要機器資材メーカー報告書 本工事において使用する主要機器資材メーカーリスト１通を監督職員に提出する。 3）再資源利用促進計画書・再資源利用計画書及びそれぞれの実施書 工事完了後、「建設リサイクルデータ統合システム」（CREDAS入力システム）により、入力したデータを提出する。 なお、データの提出が困難な場合は、監督員の承諾を得た上で、紙による提出とする。 4）施工計画書 施工計画書には、使用機械器具･各工種の材料･工法･日程等の内容を記載して提出し、監督職員の承諾を受ける。 5）総合試運転計画書及び報告書
	１７．工事の一時中止	1）工事の一時中止に係る計画の作成 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	１８．完成時の提出図書等 建築工事に準ずる	1）完成時の提出書類等は下表による。

提出図書等			部数	備考
完成写真(改修においては、着工前をお･完了後を右に入れる)			※4部　・＿　部	・電子納品
工事写真			3部	※電子納品
完成図	※	二つ折り製本	※4部　・＿　部	
	※	Ａ４判二つ折り製本	※2部　・＿　部	
	・	黒表紙金文字入(折りたたみ→A4･学校改修工事は不要)	※1部　・＿　部	
	※	CADによるSXF（P21）形式、オリジナル形式、及びPDF形式（全ての図面及び特記仕様書を１つのPDFファイルにまとめＤＲＡＷＩＮＧＦファイルフォルダに格納）	3部	※電子納品
	※	施工図　※　承認図　・　原図	3部	※電子納品
	※	原図	※2部　・＿　部	
保全に関する資料(標仕（1.7.3）に示す内容)			※2部　・＿　部	
機器完成図			※2部　・＿　部	
機器設定値等一覧表（温度、圧力、風量、作動範囲等の設定値及びその設定者等）			※2部　・＿　部	
機器付属品・保守工具等一覧表			※2部　・＿　部	
施工者連絡先一覧表			※2部　・＿　部	
その他監督職員が指示する書類			監督職員の指示による	

2）電子納品は「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

3）提出図書等は、イージーキャビネットＡ４判外箱付き（ＥＳＣ－１０１　Ｗ３６５×Ｈ２９０×Ｄ４５０　同等品）に納めて納入すること。

また、外装に工事番号及び工事名を記入すること。

4）再資源利用計画書（実施書）再資源利用促進計画書（実施書）

工事完了後「建設リサイクルデータ総合システム」（ＣＲＥＤＡＳ入力システム）により、入力したデータを提出する。

なお、データの提出が困難な場合は、監督職員の承諾を得た上で、紙による提出とする。

5）貸与されたＣＡＤデータは本工事における施工図及び竣工図の作成のため以外に使用しないこと。

構造仕様書に定める試験を行い、試験成績表を監督職員に提出する。

耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」　（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）　による。

1）局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全の分類			
	特定の施設		一般施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	2．0（2．0）	1．5（2．0）	1．5（2．0）	1．0（1．5）
中間階	1．5（1．5）	1．0（1．5）	1．0（1．5）	0．6（1．0）
1階及び地下階	1．0（1．0）	0．6（1．0）	0．6（1．0）	0．4（0．6）

注1）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

注2）設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持（上階床より支持）される機器は支持部材取付床の階（当該階の上階）を適用する。

2）本施設は（　※　一般の施設　・　特定の施設）とする。

3）地域係数は（※1．０　・　０．９）とする。

4）重量が１００kg以下の比較的軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）の取付けについては、取付下地を入念に施工し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付けを行うものとするが、監督職員の承諾を受ける。

5）配線・配管及びダクトの支持　※標準仕様書及び標準図による

6）重要機器類

受変電設備

① 一般共通事項	２１．保温、結露防止	外部に面する壁、天井で建築工事でＦＰ版（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは保温、結露防止処理を行う。
	２２．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は、ＰＦ管（一重管）とし、温度による分類は、タイプ－２５とする。
	２３．電線本数、管路など	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。 鋼製とする。なお、床板で保温打込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。
	２４．インサート	
	２５．呼び線	長さ１m以上の入線しない管路には、１．２㎜以上のＥＭ－ＩＥ電線を挿入する。
	２６．フラッシプレート	※　金属製（ステンレス、新金属も含む）　・　樹脂製
	２７．フロアプレート	水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。
	２８．ＯＡフロア用配線器具の蓋	※　アルミ製　・　樹脂製
	２９．再使用機材・養生	・指定機材（　　）　・特別清掃（　　）
	３０．接地極の種別及び位置表示	接地極の種別は下記を標準とし、ＥＢの長さは１，５００mmとする。ただし、Ｄ＝１０は１，０００mm, Ｗ＝３０は１，２００mmとする。装柱機器用接地極の埋設標は不要とする。

	接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
・	雷保護用接地	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＰ×２
・	雷保護用接地	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×　連－　組
・	共同接地	ＥＡ　ＥＤ　ＥＬＨ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	共同接地	ＥＡ　ＥＣ　ＥＤ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	Ａ種接地	ＥＡ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	Ｂ種接地	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×２
・	Ｃ種接地	ＥＣ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	Ｄ種接地	ＥＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
・	構内交換機（陽極用）	Ｅｔ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－　組
・	本配線盤の保安装置	ＥＡｔ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	電話引込口の保安器	ＥＤｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
・	拡声増幅器	ＥＤａ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
・	防犯装置用	ＥＳ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－　組
・	測定用	Ｅ０	―――	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）×１
・	避雷器用（低圧用）	ＥＬＬ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	避雷器用（高圧用）	ＥＬＨ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
・	避雷器用（モデム用）	ＥＭＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１

	３１．環境に配慮した電線	使用する電線・ケーブルは、ＥＭ（エコマテリアル）電線・ケーブルとし、ＬＡＮ用ツイストペアケーブルは、下記による。

記号	仕様
ＥＭ－ＵＴＰケーブル	ＪＣＳ 5503 耐燃性ポリオレンフィンシース　ＬＡＮ用ツイストペアケーブル
（ＥＭ－ＵＴＰ５Ｅ）	耐燃性ポリオレンフィンシース　カテゴリ5eＵＴＰケーブル（ECO-UTP-CAT5E/F）
（ＥＭ－ＵＴＰ６）	耐燃性ポリオレンフィンシース　カテゴリ6ＵＴＰケーブル（ECO-UTP-CAT6/F）
（ＥＭ－ＵＴＰ６Ａ）	耐燃性ポリオレンフィンシース　カテゴリ6ＡＵＴＰケーブル（ECO-UTP-CAT6A/F）
（ＥＭ－Ｆ／ＵＴＰ６Ａ）	耐燃性ポリオレンフィンシース　カテゴリ6ＡＦ/ＵＴＰケーブル（ECO-F/UTP-CAT6A/F）

	３２．塗装工事	下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・　屋外　・　居室（　　）　・ＥＰＳ等（　　）
	３３．はつり	既存コンクリート部の床･壁の配管貫通部等の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	３４．分電盤・制御盤等のキャビネットの仕上げ	下記部位に取付けるものは、指定色仕上げとする。 ・　屋外　・　居室（　　）
	３５．屋外部の支持金具等	1）屋外に設置する機器付属金物・ボルトナット類及び外壁等への取付用配管支持金具は溶融亜鉛めっき製またはステンレス製とする。 2）振動を伴う機器用支持金物のナットは、ダブルナットとする。
	３６．アスベストの処分等	1）撤去、処分に当たっては、建築物解体工事共通仕様書（平成２４年版）（以下「解仕」という。）6章「アスベスト含有建材の除去及び処理等」及び「石綿障害予防規則(平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）」、その他関係法規に準拠し、適切に施工すること。 2）アスベストを含有する建築設備　※　なし　・　あり（下記による）
		3）専門工事業者　アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。 4）石綿作業主任者　石綿作業主任者技能講習又はH18.3以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者のうちから選任すること。 5）除去作業者　アスベスト除去作業を行う労働者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者であること 6）アスベスト含有公析調査　行う　・　行わない　・　別途協議（図面にない建材が判明した場合） 7）測定は種類に応じ、下表の通りとする。

アスベスト含有保温材等	測定名	測定時期	測定場所	測定点	備考
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各２点　・各３点　・各　点	(注)
・	測定２		調査対象室外部付近	計　２点	大気
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各２点　・各３点　・各　点	(注)
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点	－
・	測定５		処理作業室外	４方向各１点(敷地境界)	－
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	各２点	－
・	測定７	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	・各２点　・各３点　・各　点	(注)
・	測定８	調査試験	調査対象室外部の付近	計　２点	大気
測定室	・				

（注）　各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とし、300㎡を超えるものは100㎡ごとに1点を追加する。

8）アスベスト含有保温材等の処理等

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
		※　図示
		※　図示

	３７．その他	施工に当たっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用する等、周辺の環境に配慮すること。
② 建設副産物の適正処理	１　総則	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進要綱」及び「平成１８年度版建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説（国土交通省）」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設資材の積極的な活用に努めるものとする。
	２　契約前の事前説明	（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。）建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に監督職員に対して行うものとする。落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
	３　産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合については青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものである。
	４　特定建設資材廃棄物の処理	とりこわしにより発生する特定建設資材廃棄物は、以下の再資源化施設での受入れとして積算を行っている。

株式会社　三和技術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録第 233509号　佐藤 允信	承認	設計	担当	縮尺	工事名称　深浦港シャワー棟補修工事
				設計年月日 R7.02	図面名称　電気設備　特記仕様書１

電気設備特記仕様書１

No.　E-01

② 建設副産物の適正処理

5 産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び備え付け

名　　称	施設の名称	施設の所在地	備　　考
コンクリート塊			
アスファルト・コンクリート塊			
建設発生木材			

6 産業廃棄物の適正な処理の確認

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の規定により、運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、自己の産業廃棄物を運搬する場合を含め、同法施行規則に定められた事項を車体の両側面に見やすいように表示するとともに、同規則に定められた書面を当該車両に備え付けること。

産業廃棄物の処理に当たってはマニフェスト（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第3項に規定する「産業廃棄物管理票」に相当）のA票とE票の写しを監督職員に提出すること。（完成時にE票が提出できない場合はD票とし、後から E票を提出すること。）

7 再資源化等の完了の報告

(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。

③ 電灯設備

①電気方式

幹線　　単相３　線式　２００／１００　Ｖ　５０Ｈｚ
分岐　　単相２　線式　　２００　　Ｖ
分岐　　単相２　線式　　１００　　Ｖ
・　連続調光形とする室名（　　）　・　詳細図示

②ＬＥＤ灯
3 蛍光灯

Ｈｆ蛍光灯の点灯方式、定格入力電圧等は図示以外は下記による。

蛍光灯の種類			記号
直管形のランプ	Ｈｆ形	センサー等と組合わせて連続調光を行う器具	ＰＸ９
		連続調光に使用する器具	ＰＺ９
		初期照度補正制御を行う器具	ＰＫ９
		上記以外の露出型及び下面開放型	ＰＮ９

4 照度測定試験

一般照明の照度測定は、明るさセンサが設置される部屋がセンサ１個につき１ヶ所以上（明るさセンサの設定値共）設置されない部屋は１室１ヶ所以上の測定を行うものとし、設計照度は図示による。

5 誘導灯
※　電池内蔵形　・　電池別置形　※　ＬＥＤ　・
6 非常用照明器具
※　電池内蔵形　・　電池別置形　※　ＬＥＤ　・
7. ハイテンションアウトレット
※　飛び出し形　・　外部固定形
※　鋼合金形　・　アルミ製
8 予備配管

埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合（２５）を１本、５個以上の場合（２５）を２本、天井まで立上げる。

4 動力設備

1. 電気方式

幹線　　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ
分岐　　三相３線式　２００Ｖ

2 警報盤
※　壁掛式（電源装置　　※　内蔵　　・別置）
3 電磁開閉器用押釦
※　埋込連用形配線器具　・
4 機器への接続

電動機などへの接続は本工事とする。

5 電動機等の接地

図示以外は金属管接地とする。

6. 総合動作試験
・無　・有（　　）

5 電熱設備

1. 電気方式

幹線　　相　線式　　Ｖ　５０Ｈｚ
分岐　　相　線式　　Ｖ

2 発熱線

※第２種　・　第４種

3. 施工場所及び面積
・　表玄関ポーチ　約　　㎡
・　笠木　　約　　㎡
・　　約　　㎡

6 雷保護設備

1. 保護レベル
・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
2. 受雷部
・　突針　　・　水平導体　　・　メッシュ導体　　・　構造体利用（　　）
3. 避雷導線
・　引下げ導線　　※　建築構造体利用
4. 接地極
※　接地極埋設　　・　建築構造体利用　　・　網状接地極の場合のＭＳ　　ｍ

7 受変電設備

1. 電気方式

高圧　　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ
低圧　　三相３線式　２００Ｖ
低圧　　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ

2. 配電盤
※　屋内用　　・　屋外用　　材質（ ※　鋼板　・　ステンレス　）
※　キュービクル式配電盤　　・　高圧スイッチギヤ
3. 主遮断装置
※　限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ－Ｓ）　・　高圧交流遮断器（ＣＢ）
定格遮断電流　　ｋＡ以上
4. 設備容量
・　変圧器総容量　　ｋＶＡ
5. 変圧器
・　油入（ ※ 屋外キュービクル　・　　）　・　モールド（・　　）
6. 進相用コンデンサ
・　高圧　・　低圧
7. 自動力率制御装置
※　無効電力検出方式　　・　力率検出方式　・　タイマー

8 電力貯蔵設備

1. 直流電源装置
※　非常照明器具電源、受変電設備制御電源共用　　・　受変電設備専用　　・　非常用照明器具専用
2. 蓄電池
・　鉛蓄電池（　・　ＨＳ　・　ＭＳＥ　・　　）　アルカリ蓄電池（　・　ＡＨ　・　ＡＭＨ　・　　）
・　リチウムイオン蓄電池（　・　　）
3. 交流無停電電源設備（ＵＰＳ）
用途（　　）
方式　・　単相２線　　・　単相３線　　・　三相３線
・　１００　　・　２００／１００　　・　２００
容量　　ｋＶＡ
補償時間（　　分以上）　電解液処理（　　）
盤類据付方法（　　）

9 発電設備

1. 形式
※　簡易形　・　キュービクル式　　・　オープン形
2. 発電機
電気方式　　三相３線式　５０Ｈｚ　　電圧　　Ｖ　　定格出力　　ｋＶＡ
3. 原動機
※　ディーゼル　・　ガスタービン　　・　マイクロガスタービン　　ガスエンジン
定格出力　　ｋＷ（ＰＳ）以上始動方式 ※電気方式　・　空気式
冷却方式 ※ラジエータ式・　水冷循環式 冷却水　※　不凍液を混合した水道水　・　水道水
4 排気系統配管
断熱材（　・ロックウール　・　　）厚さ等（ ※　７５ｍｍ　　・　　ｍｍ　）
5. 燃料
種類　　・　軽油　　・　灯油　　・　Ａ重油　　・　燃料ガス
※　燃料小出槽　　リットル
主貯油槽（地下）　　※　なし　　・　あり（　・　別途　　・　本工事）
6. 太陽光発電装置
太陽電池アレイ公称電力　　ＫＷ　系統連系　※　有　　・　無
パワーコンディショナ　　相　　線式　交流出力電圧　　Ｖ　定格出力　　ＫＷ

10 構内交換設備

1. 電話交換機
形式　　※　電子交換　　・　ボタン電話装置　　・　ＰＢＸ　　・　ＶｏＩＰシステム
回線数　　・　内線　　／　　回線　　・　局線　　／　　回線　・　専用データ（　　回線）
・主装置等の撤去（支障時の取り扱い：　　）
2. 電話機
・　本工事　　・　別工事　・　ボタン電話機　　・　多機能電話機　　・　内線電話機　　・　デシタルコードレス電話機
3. 電話機への配線
電話機１台につき、次のものを見込む。
・　ＥＭ－ＴＩＥＦ　０．６５－２Ｃ（・　２０ｍ　　・　　ｍ）
・　ＥＭ－ＢＴＩＥＦ　０．４－２Ｐ（・　２０ｍ　　・　　ｍ）
4. ローテーションアウトレット（亀甲形）
※　一般電話用　　個（・　納入する　　・　取付ける）
※　鋼合金製　　・　アルミ製
5. 保安器用接地
・　本工事　　・　別途工事

11 情報表示 拡声その他通信設備

1. 構内情報通信網設備
種類（　・　イーサネット（方式：　　）　・　無線ＬＡＮ（方式：　　）　・　　）
2. 拡声設備
・　増幅器　　Ｗ　　※　卓上形　　・　キャビネットラック形
・　一般用　　・　非常用　　・　併　用　・　詳細図示
3. 映像・音響設備
・　増幅器　　Ｗ
・　レコーダー　　※　８時間以上録画又は録音のできる記憶容量　　・　　時間以上
・　ＶＴＲ　（※　ＶＨＳ　　・　８ｍｍ）
・　プロジェクタ　　（※　前面投写式　　・　背面投写式）
・　スクリーンサイズ　　インチ
4. 情報表示設備
・　出退表示盤　　（　・　多線直接式　　・　パルス伝送式）
・　親時計　　回線
時刻補正（　・　標準電波方式　　・　ＦＭラジオ方式　　・　ＧＰＳ方式　　・　　）
※　壁掛式　　・　自立形
・　電子式チャイム組込み　　・　プログラムタイマー組込み
5. 誘導支援設備
・　庁舎内連絡用　　身体障害者用　　・　夜間受付用　　・　エレベーター用
6. テレビ共同受信設備
・　テレビアンテナ　　（・　ＡＵ－２　・　ＣＳＢＳＡ－　・　ＣＳＡ－　）
・　地上波アンテナマスト（　※　壁面取付形　　・　自立形）
・　ＢＳ・ＣＳ用アンテナマスト（　　※　壁面取付形　・　自立形）
・　工事着手前アンテナの設置予定位置における電界強度等の調査測定をし、受像の可否を判定した報告書を提出する。
7. 監視カメラ設備
・　白黒方式　　・　カラー方式
・　ネットワーク接続方式　・　専用回線方式
8 駐車場管制設備
検知機　（　・　光線式　　・　ループコイル式）
9. 防犯・入退室管理設備
接地工事（ ※　本工事　　・　別途）　・　配管　時刻補正（　・　親時計　・　時刻補正装置　・　　）

12 自動火災報知設備

1. 自動火災報知装置
・　受信機　Ｐ型　　２級　２　回線　　・　壁掛形　　・　自立形
・　単独　　・　複合盤（自火報　　回線　自動閉鎖　　回線　ガス漏れ警報　　回線）
・　副受信機　　回線
・　機器収容箱　　・専用形（　・　埋込形　　・　露出形）　・　屋内消火栓箱に組込み
2. 非常警報装置
・　埋込形　　・　露出形　緊急地震放送（ ※　行わない　・　行う）
3. 自動閉鎖装置
・　連動制御器　　回線（遠方復帰機構　　回線）
・　単独（　・　壁掛形　　・　自立形）　・　火報受信機などとの複合盤
・　自動閉鎖機構
・　防火戸用（本工事、電磁式又はラッチ式、ＤＣ２４Ｖ、０．６Ａ以下）
・　防煙ダンパ用（別途、瞬時通電式又は電動式、ＤＣ２４Ｖ、０．６Ａ以下、遠方復帰機構（電動式）、ＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下）
・　防火シャッタ用（別途、ＤＣ２４Ｖ、０．６Ａ以下）
・　自動開放機構　　・　排煙ダンパ（別途、排煙機運転用連動機構付）
4. ガス漏れ警報装置
・　受信機　型　　回線　（・　都市ガス用　　・　液化石油ガス用）
・　単独（　・　壁掛形　　・　自立形）　・　火報受信機などとの複合盤（一体型）

13 中央監視制御設備

1. 監視制御対象設備
・　動力設備　　・　受変電設備　　・　自家発電設備　　・　火災報知設備
2. 監視操作装置
・　空調　　・　衛生
3. 監視制御装置
・Ⅰ型　　・Ⅱ型　　・Ⅲ型　　・　壁掛式　　自立形
組込み機器　・
構成機器
・グラフィックパネル　　・ミニグラフィックパネル　　・操作卓
・ディスプレイ　（ ※　内照式液晶方式　　・　タッチパネル式の内照式液晶方式・１７型　・１９型・２１型
・中央処理装置　　・伝送端末局（子局）
・作表用印字装置　　・雑印字装置

14 構内配電線路

1. 工事範囲
・　管路　　・　配線　　・　機器類
2. 電気方式
・　高圧　　三相３線式　　６ｋＶ　５０Ｈｚ
・　低圧　　単相２線式　　１００Ｖ
・　低圧　　単相３線式　　２００／１００Ｖ
・　低圧　　三相３線式　　２００Ｖ
3. 配管路・材質
・　ＰＬＰ　　・　ＧＰ　　・　ＦＥＰ　　・　ＰＥ　　・　ＧＬＰ　　・　ＧＬＴ
4. 敷設方法
※　地中埋設式　　・　架空線式
5. 標識シートの埋設
・　低圧　　※　高圧　　※　特別高圧
6. 柱上機器
・　高圧負荷開閉器　　※　一般用　　・　耐重塩じん用
※　地絡継電器付き（　※　方向性　　・　無方向性）
・　避雷器　　※　一般用　　・　耐塩用
・　高圧カットアウト、がいしなど　　※　一般用　　・　耐塩用
7. 高圧ケーブルの端末処理
屋外側　　※　一般用　　・　耐塩用
8. その他
※　処理者銘板取付（屋内外共、線名、作業日、氏名を表示）
東北電力（株）　外線工事基準（架空線編）に準ずる。
9 外灯設備
・定格電圧　２００Ｖ　図示　Ｗ
・ポール内には、配線用遮断器（トリップ機構なし）を設ける。

15 構内通信線路

1. 工事範囲
・　管路　　・　配線
2. 用途
・　電話用　　・　時計・拡声用　　・　火災報知用　　・　情報通信　　・
3. 配管路・材質
・　ＰＬＰ　　・　ＧＰ　　・　ＦＥＰ　　・　ＰＥ　　・　ＧＬＰ　　・　ＧＬＴ
4. 敷設方法
※　地中埋設式　（埋設シート　※埋設しない　・　埋設する）　架空線式

16 昇降機設備

1. 共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・平成２５年版）による。

2. 耐震措置

次の事項以外は１章２０項「耐震措置」による。
1）　「（財）日本建築設備・昇降機センター編集の昇降機耐震設計・施工指針２０１４年版」により行う。
2）　耐震安全性分類は（　・Ｓ１４　　・Ａ１４　）とする。
3）　地域係数は（　・　１．０　・　０．９　）とする。

3. 管制運転等
・地震時管制運転　・閉じこめ時リスタート運転　・　緊急地震速報連動運転
火災時管制運転　・自家発時管制運転・停電時救出運転　・ピット冠水時・浸水時管制運転
4. 身体障害者用付加仕様
※付加する　　・付加しない

17 室内空気汚染対策

1. 総則

1）　室内空気汚染（ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物）対策については、本章の内容を遵守すること。
2）　屋内に使用する材料の選定においては、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を放散しないか、放散が十分に少ないものをＪＡＳまたはＪＩＳ等を参考に適切に選択すること。原則としてはＦ☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等がない場合は、施工面積に十分注意した上でＦ☆☆☆を使用する。

2. 塗装工事

1）　塗料は、ホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないもの、または、含有量が少ないものとする。ただし、性能上やむを得ない場合はこの限りでない。
2）　使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとり、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。

3. 機器類

1）　機器類に使用する合板等はホルムアルデヒドの放散量がＦ☆☆☆☆のものを基本とし、該当する材料等がない場合は、Ｆ☆☆☆とする。

4. ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定

工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督員に提出すること。
また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化学物質の室内濃度の指針値を超えた場合は、監督員と協議すること。

1）　測定の対象物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン　※キシレン　※エチルベンゼン※スチレン ・
2）　測定対象室・測定箇所数
※図示
3）　測定方法
イ）　空気の採取
※拡散方式（・測定バッジ　・パッシブサンプラー・パッシブガスチューブ 吸引方式
ロ）　測定･分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によって行う。
または、以下と相関の高い方法によって行うこともできる。
ホルムアルデヒド　　高速液体クロマトグラフ法
揮発性有機化合物　　ガスクロマトグラフィー質量分析法

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号
一級建築士大臣登録第 233509号　　佐　藤　允　信

承 認	設 計	担 当	

縮　尺
設計年月日　R7.02

工事名称　深浦港シャワー棟補修工事
図面名称　電気設備　特記仕様書２

電気設備特記仕様書２
No.　E-02

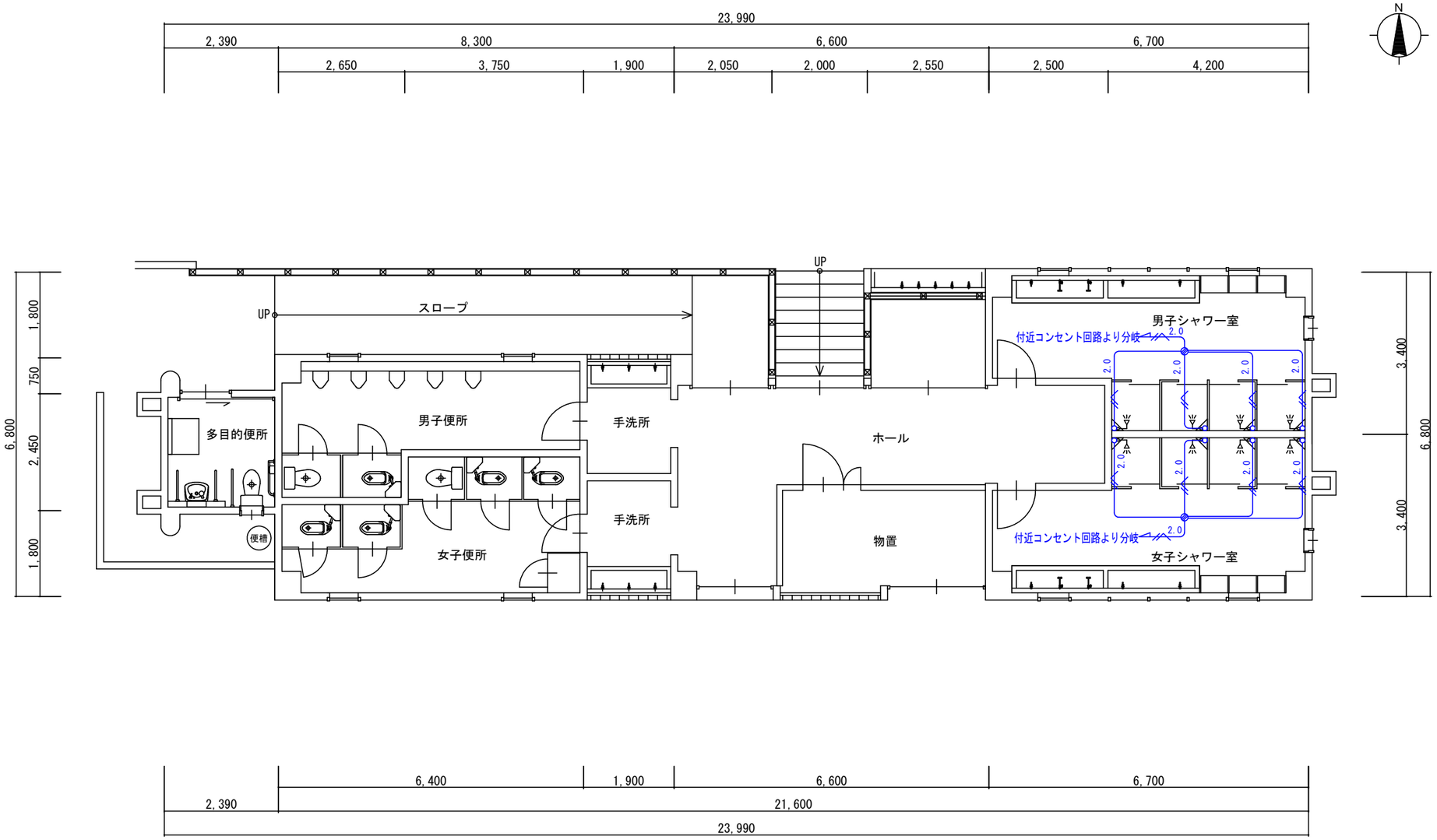

改修後

平面図　S=1/100

(特記事項)

図中特記なき記号は下記による。		
天井内ころがし配線		
2.0	ME-EEF2.0-3C (1芯アース)	立上りMM1

※コインシャワー立上りは露出とする。

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録第 233509号　佐 藤 允 信	承認	設計	担当	縮尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	改修後　平面図	
					図面名称	改修後　平面図	No.	E-03

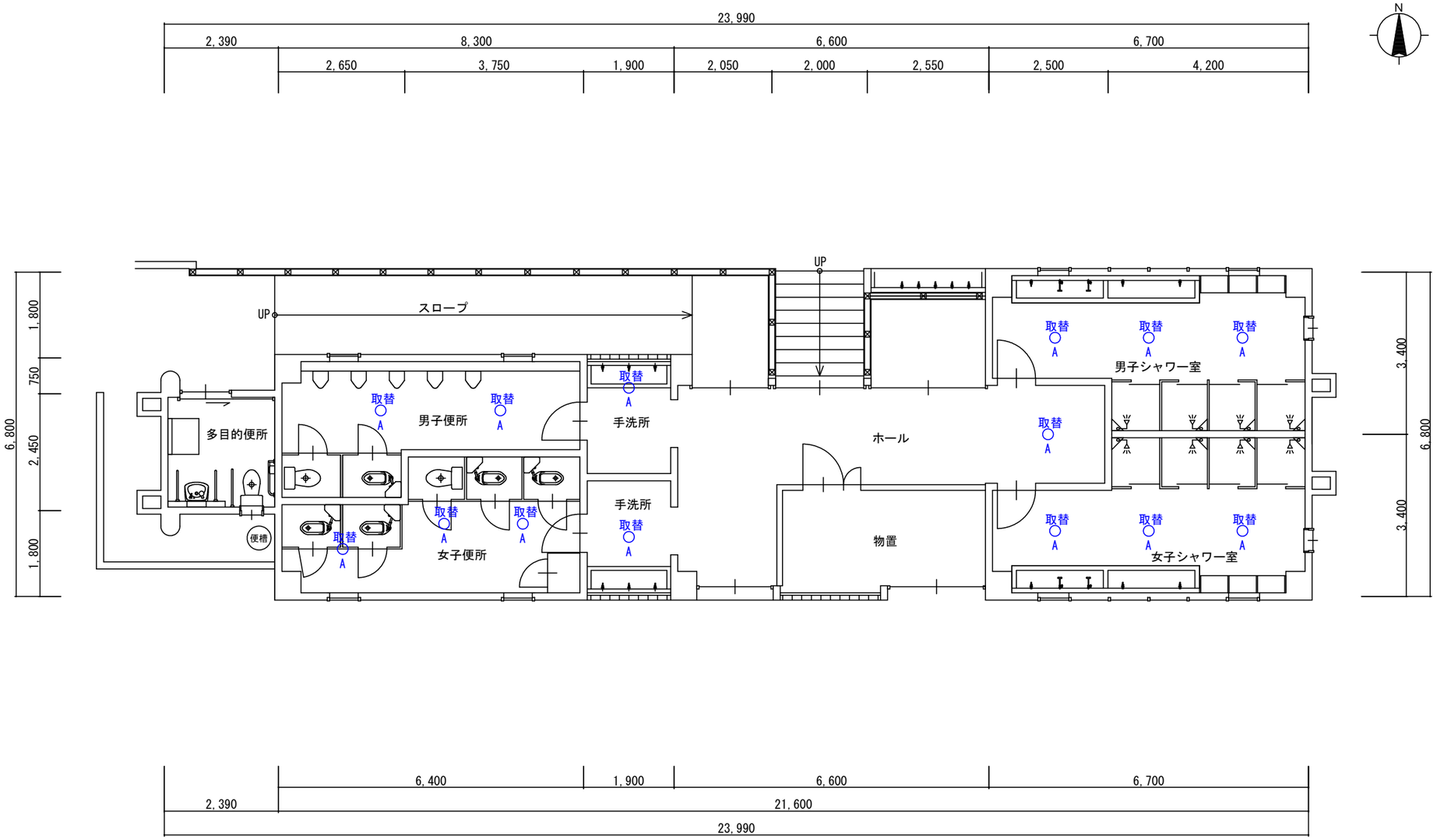

照明器具姿図

A	LEDシーリングライト　昼白色　器具光束:1,400lm

●器具寸法：径312×高107
●本体：ポリプロピレン樹脂（ブラック）
●グローブ：アクリル樹脂（乳白）
●定格電圧：AC100V
●消費電力：13.0W
●器具光束：1,400lm　固有エネルギー消費効率：107.6lm/W
●寿命：40,000時間(光束維持率85%)
●相関色温度：5000K　平均演色評価数(Ra)：83
●非調光
●質量：1.1kg

東芝 LEDG85915（参考品番）

改修後

平面図　S=1/100

株式会社　三 和 技 術 一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号 一級建築士大臣登録第 233509号　佐 藤 允 信	承 認	設 計	担 当	縮 尺 1/100 設計年月日 R7.02	工事名称	深浦港シャワー棟補修工事	改修後照明器具姿図
					図面名称	改修後　照明器具姿図	No. E-04

深浦港シャワー棟補修工事　機械設備特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　青森県西津軽郡深浦町大字深浦 地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数 地上	階数 地下	階数 塔屋	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第１の区分	施設の分類	備考
岡崎海岸プールトイレ	RC造	－	－	－	・㎡			

3．工事種目（●印のついたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別 庁舎				屋外
○ 空気調和設備					
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
● 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ ガス設備					
○ 厨房機器設備					
○ 雨水利用設備					
○ 浄化槽設備					
○ ポンプ設備工事	更新一式				
○ ・工事	・				

4．指定部分　●無し　○ 有り　　指定部分工期：令和　　年　　月　　日
対象部分（　　）

5．設備概要　（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式	○ダクト方式（○中央　○各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式　　○パッケージ方式
主要熱源機器	○鋼製ボイラー　○鋼製簡易ボイラー　○小型 貫流ボイラー ○簡易貫流ボイラー　○鋳鉄製ボイラー　○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機　○温水発生機（○真 空式　○無圧式） ○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ○吸収冷温水機　○吸収冷温水機ユニット　○パッケージ形空気調和機 ○マルチパッケージ形空気調和機
換気設備	○１種換気　○２種換気　○３種換気
排煙設備	○建築基準法 ○消防法
自動制御設備	○電気式　○電子式　○デジタ ル式
給水方式	○水道直結方式　○水道直結増圧方式 ○高置タ ンク方式　○受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水の流出方式（○合流式） ポンプ排水　●有（○汚水　雑排水　○湧水）　○無 放流先　汚 水（○直放流下水管　○浄化槽） 雑排水（○直放流下水管　○浄化槽）
給湯設備	○局所式　○中央式
消火設備	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○粉末消火設備　○不活性ガス消火設備（○　　） ○連結送水管設備　○連結散水設備　○フード等用簡易自動消火装置
ガス設備	○都市ガス（種別 13A、高位発熱量45.0ＭＪ/m3(N)、低位発熱量40.6ＭＪ/m3(N) 供給圧力2.5Ｐａ、一般ガス導管事業者名：青ガス興業株式会社　）○液化石油ガス

Ⅱ 工 事 仕 様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」(以下，「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和４年版)」(以下，「標準図」という。)による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」(以下，「標準仕様書」という。)による。

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様は(　/　)図，建築工事の特記仕様は(　/　)図による。

2．特記仕様

●印の付いたものを適用する。
なお、特記事項の選択する事項のうち、●印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重の算定は次の条件による。 ○風圧力 風速(Ｖｏ＝　　m/ｓ)、地表面粗度区分(　　) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表(　　)
	●工事期間中停止させない機器	● 無し　○ 有り(　　)
	○再使用品の特別な清掃等	○
	○再使用品の状態及び性能・機能確認	○
	●機材の品質等	(1)本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2)別表に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべて事項を満たす証明となる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データ を整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。 別 表（品質及び性能に該当する材料・機材等）

鋼製簡易ボイラー	鋳鉄製ボイラー	鋼製小型 ボイラー
鋼製ボイラー	真 空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット		吸収冷温水機
吸収冷温水機ユニット	送心冷凍機	冷却塔
ユニット形空気調和機	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	
コンパクト形空気調和機	パッケージ形空気調和機	マルチパッケージ形空気調和機
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	エアフィルタ ー(パネル形,折込み形)	自動巻取形エアフィルタ ー
電気集じん器	全熱交換器(回転形,静止形)	送心送風機(多翼形送風機)
軸流送風機	軸流送風機	消音ボックス付送風機
横形渦巻ポンプ	水中モータ ーポンプ(汚水用,雑排水用,汚物用)	
立形渦巻ポンプ	風量ユニット(定風量・変風量)	自動制御システム
衛生器具ユニット	密閉形鋼製式断熱タ ンク(空調用,給湯用)	
ＦＲＰ製パネルタ ンク	ステンレス鋼板製パネルタ ンク(溶接組立形)	
ステンレス鋼板製パネルタ ンク(ボルト組立形)		スプリンクラー消火システム
不活性ガス消火システム	泡消火システム	ハロゲン化物消火システム
厨房システム	マンホールふた・弁桝ふた	

章	項目	特記事項
一般共通事項	●機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(令和４年版)によるほか、監督職員の指示による。
	●環境への配慮	(1)本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和４年２月閣議決定)」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。 ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 (2)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④までを満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤(フタ ル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタ ル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	●仮設工事	○建築工事の部による。 ○足場その他 ※別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○Ｆ種 ○Ｇ種 ○外部足場　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○Ｆ種 防護シート　○設置する　○設置しない ○材料、撤去材等の運 搬方法(建築工事編２．２．１　表２．２．２による。) 種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○仮設間仕切　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ●既設部分の養生　●行う ○行わない
	●火気の使用	建築物内での火気の使用は原則として行わない。
	○施工調査	事前調査　○本工事　○別途 調査項目　○既存資料調査 調査範囲　○図示　○ 調査方法　○図示　○ ○はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。ただし、走査式埋設調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。
	○アスベスト含有製品及び調査	イ)次の撤去部位は石綿含有製品が使用されており、原則調査不要とする。 ○保温材(石綿入りけいそう土保温材１号) ○たわみ継手 ○保温外装材(アスベストセメント)　○保温外装材(特殊石綿板) ○煙道用パッキン(煙道伸縮部：石綿ロープ) ○煙道用パッキン(壁貫通部：アスベスト) ○ダクトパッキン(石綿テープ) ○配管接合材(石綿ジョイントシート) ロ)次の撤去資機材等についてはアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲 (○熱源機器　○　　) 調査方法 (○型 番確認の上製造者ヒアリング　○　　) ハ)撤去資機材等については定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお調査にかかる費用は、○本工事 ○別途　とする。
	○埋戻し土及び盛土	イ)管周囲の保護　※山砂の類 (ただしコンクリート管の周囲は根切り土の良質土) ロ)埋戻し土及び盛土 ※根切り土の中の良質土　○山砂の類
	●容量等の表示	イ)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ロ)電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。
	●電源周波数	50Ｈｚとする。
	○電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてもよい。
	○耐震施工	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[ｋＮ](水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタ ンクを含む。
・重要機器は次による。
[名称：　　、記号：　　][名称：　　、記号：　　]
[名称：　　、記号：　　][名称：　　、記号：　　]
[名称：　　、記号：　　][名称：　　、記号：　　]
[名称：　　、記号：　　][名称：　　、記号：　　]
(2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／ ２とする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●総合試運転調整	各機器の個別運 転調整後に次の総合調整を行い、測定報告書を提出する。 ○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　○騒音測定 ○飲料水の水質の測定：費用（○本工事　○別途） ○雑用水の水質の測定：費用（○本工事　○別途）
	●弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
	○建物導入部配管の変位吸収	図示の箇所に施工する。施工方法は「標準図」建築物導入部の変位吸収配管要領(一)、(二)による。(Ｏ(ａ)　Ｏ(ｂ)　Ｏ(ｃ))
	○絶縁継手取付箇所	図示による。
	○支持及び固定	標準仕様書記載以外の天井吊形、カセット形、天井隠ぺい形の機器の支持は吊り用ボルトで行い、振れ止めを施したものとする。
	●支持金物・固定金具	イ)ポンプ、屋外機器及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とする。 ロ)振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 ハ)冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。 ニ)冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。
	○地中埋設標等	(1) 地中埋設標(図示の位置)　~~不要~~　● (2) 埋設表示テープ(排水管を除く)　※要　○不要
	●技能士の適用	●配管施工(配管工事)　○建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○冷凍空気調和機器施工 (チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備) ●熱絶縁施工(保温工事)
	○配　管	(1) ステンレス鋼管の接合は下記による。 ※呼び径60Su以下(※SAS322を満たした継手　○　　) (2) 溶接部の非破壊検査　※不要　○要(　　)
	●あと施工アンカー	●金属拡張系アンカー(※本体打込式) ○接着系アンカー(接着剤は有機系とする) ただし、配管・ダクト・機器等の天井つり下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しない。 イ)性能確認試験　※行わない　○行う ロ)施工後確認試験　※行わない　○行う
	●既設インサート他	既設インサート及びアンカーボルト　※使用しない　○使用する
	●配管の試験	既設配管系統の試験 給　水　※行わない　○行う　排　水　※行わない　○行う 冷温水　※行わない　○行う　冷却水　※行わない　○行う 試験方法 給 水 ○　●　排 水 ○　○ 冷温水　○　○　冷却水 ○　○
	○他工事との工事区分	工事区分表による。
	○保温外装	屋内露出の保温外装は、合成樹脂製カバー２とする。
	○塗　装	○保温を行わない居室・便所・湯沸室及び屋外の露出配管(銅管)、ダクトには塗装を行う。 ○図示による。
	○電線類	電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１ 表４．１.11による。
	○冷媒(フロン系)回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により適切に行うこと。ただし、家電リサイクル対象機器は除く。 冷媒回収の費用は(○本工事　○別途)とする。 家電リサイクル対象機器の冷媒回収方法はポンプダウン方式とする。 リサイクル料金は(○本工事　○別途)とする。
	○案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面(　枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する危険物表示版等の材質はアルミニウム製とする。

章	項目	特記事項
衛生器具設備	○ 大便器洗浄方式	既設　○洗浄タ ンク方式　○洗浄弁方式 改設　洗浄タンク方式　○洗浄弁方式
	○ 小便器自動洗浄	既設　個別感知方式とする。(○小便器一体型　○小便器分離型) 改設　個別感知方式とする。(ＯＡＣ電源　○　　)
	○ 器具付属水栓	固定こま式（節水こま式）とする。
	○ 衛生器具ユニット	別図による。
給水設備	○量水器	既設　○親メータ ー(※貸与品 ○買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) ○子メータ ー(○貸与品 ※買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) 改設　○親メータ ー(※貸与品 ○買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) ○子メータ ー(○貸与品 ※買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式))
	○量水器桝	既設　親メータ 一用　○水道事業者指定品　○「標準図」量水器桝 子メータ 一用　○水道事業者指定品　○「標準図」量水器桝 改設　親メータ 一用　○水道事業者指定品　○「標準図」量水器桝 子メータ 一用　○水道事業者指定品　○「標準図」量水器桝
	●配管材料	イ)一般配管　既設 ○塩ビライニング鋼管 (ＯＶＡ　ＯＶＢ) 改設 ※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(PB)　○ｽﾃﾝﾚｽ管(SUS304) ロ)土間配管(厨房、浴室等のシンダー内含む) 既設 ○塩ビライニング鋼管 (ＯＶＤ) 改設 ※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(PD)　○ｽﾃﾝﾚｽ管(SUS316) ハ)屋外地中　既設 ○塩ビライニング鋼管(ＶＤ) ○ビニル管(ＯＶＰ　ＯＨＩＶＰ) ○ポリエチレン管 改設 ※ポリエチレン二層管 ○水道配水用ポリエチレン管
	○弁　類	イ)水道直結部分　※10Ｋ ロ)その他の部分　※５Ｋ ハ)呼び径65Ａ以上の弁はバタフライ弁とする。 ニ)ステンレス鋼管に取付ける弁類はステンレス製とする。
	○不凍水栓柱	※化粧ケーシング(※アルミニウム合金製 ○合成樹脂製)
	○給水栓	イ)屋内(○一般水栓　○耐寒水栓)　屋外(○耐寒水栓　○一般水栓) ロ)湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沫式とする。 ハ)耐寒水栓はＪＷＷＡの認証品とする。
	○埋設深さ	イ)一般敷地内　(　0.6m以上) ロ)敷地内車両通行部分(　0.8m以上)
	○保　温	イ)屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．５・ｅ２・(ハ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。
	○引込納付金等	○要(○本工事　○別途)　○不要

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号
一級建築士大臣登録第 233509号　佐 藤 允 信

承認	設計	担当		縮尺 ・	工事名称 深浦港シャワー棟補修工事	機械設備特記仕様書
				設計年月日 R7.02	図面名称 機械設備　特記仕様書	No. M-01

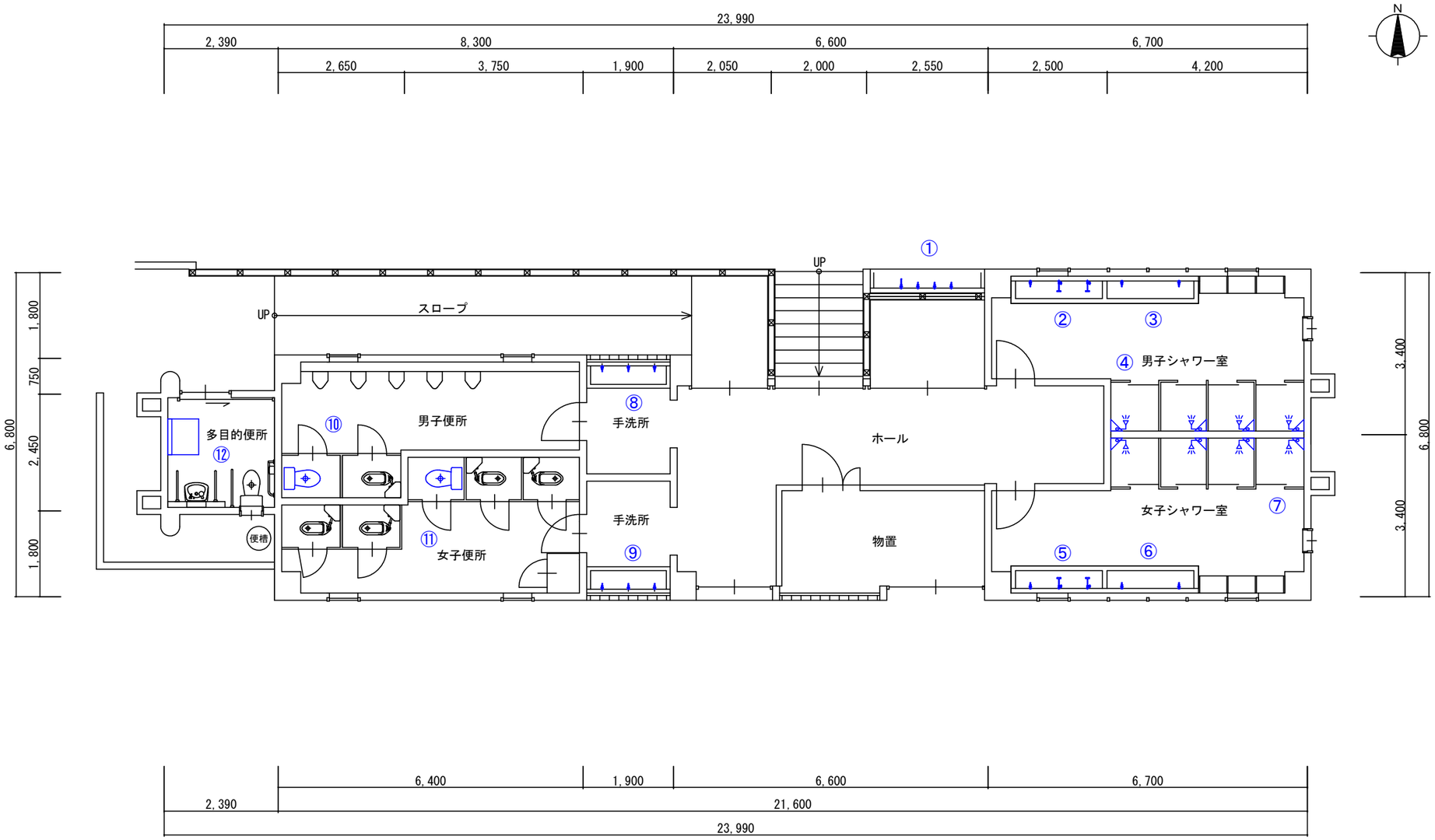

改修後

平面図　S=1/100

改修後　内容明細表		
No.	名称・仕様	数量
①	横水栓（吐水口回転）13A	3
	自在水栓13A	1
②	横水栓（吐水口回転）13A	1
	洗眼水栓（横形）13A	2
③	横水栓（吐水口回転）13A	2
④	コインシャワー　TP-55タイプ	4
	給水配管・電気配線工事改修共	
⑤	横水栓（吐水口回転）13A	1
	洗眼水栓（横形）13A	2
⑥	横水栓（吐水口回転）13A	2
⑦	コインシャワー　TP-55タイプ	4
	給水配管・電気配線工事改修共	
⑧	横水栓（吐水口回転）13A	3
⑨	横水栓（吐水口回転）13A	3
⑩	洋風便器（簡易水洗式）	1
	本体・タンク他金具一式	
	給排水配管工事改修共	一式
	コンクリート床復旧工事共	
⑪	洋風便器（簡易水洗式）	1
	本体・タンク他金具一式	
	給排水配管工事改修共	一式
	コンクリート床復旧工事共	
⑫	おむつ交換台(AC-OK-21F相当品)	1

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号
一級建築士大臣登録第 233509号　　佐　藤　允　信

承認	設計	担当	

縮尺 1/100
設計年月日 R7.02

工事名称　深浦港シャワー棟補修工事
図面名称　改修後　平面図

改修後 平面図
No. M-02

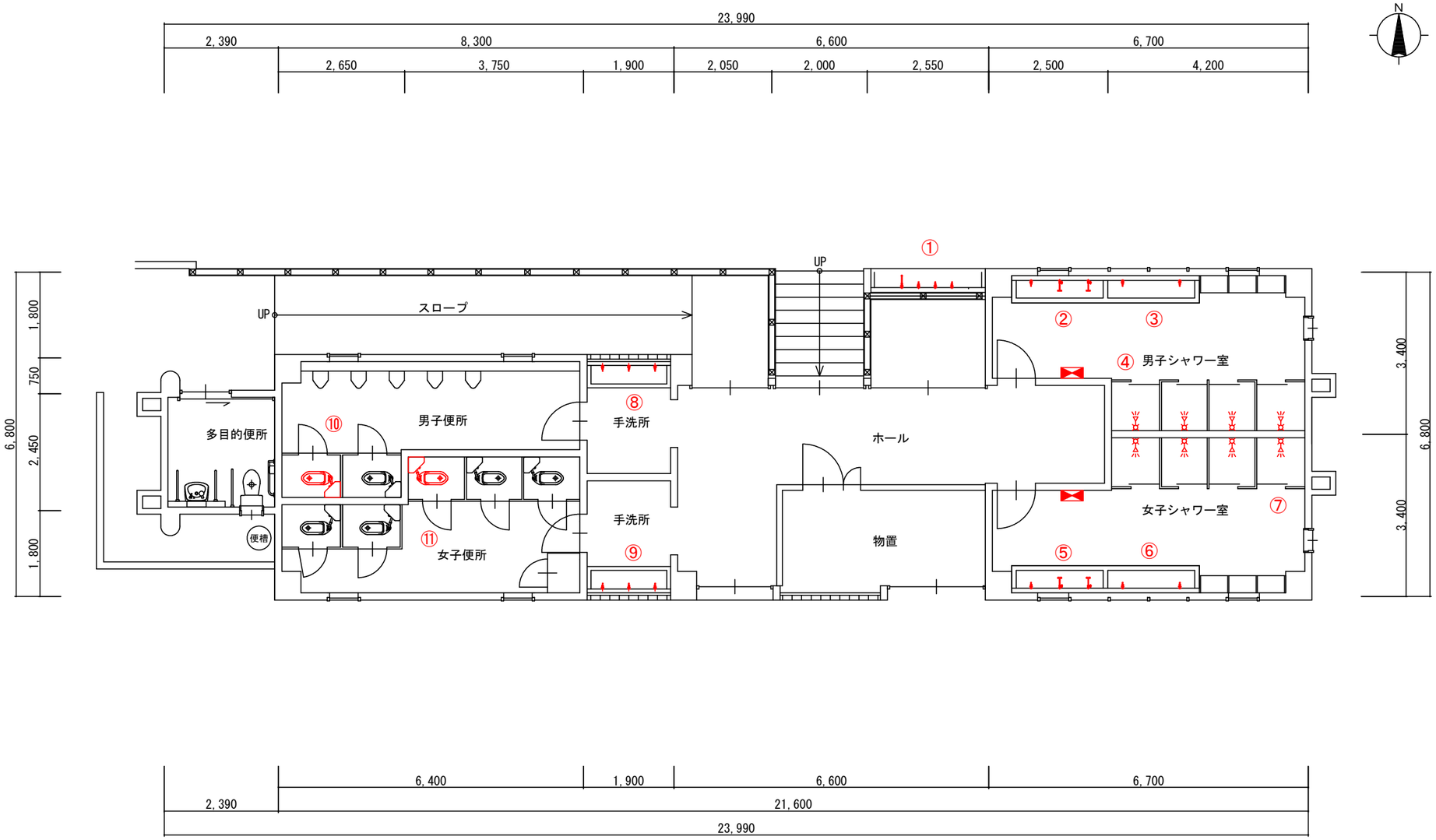

撤去　内容明細表

No.	名称・仕様	数量
①	横水栓（吐水口回転形）13A	3
	自在水栓13A	1
②	横水栓（吐水口回転）13A	1
	洗眼水栓（横形）13A	2
③	横水栓（吐水口回転）13A	2
④	シャワー水栓（固定形）13	4
	バルブ共	
⑤	横水栓（吐水口回転）13A	1
	洗眼水栓（横形）13A	2
⑥	横水栓（吐水口回転）13A	2
⑦	シャワー水栓（固定形）13	4
	バルブ共	
⑧	横水栓（吐水口回転）13A	3
⑨	横水栓（吐水口回転）13A	3
⑩	和風便器（簡易水洗式）	1
	本体・タンク他一式	
	コンクリート床解体共	
⑪	和風便器（簡易水洗式）	1
	本体・タンク他一式	
	コンクリート床解体共	

改修前（撤去）

平面図　S=1/100

株式会社　三 和 技 術
一級建築士事務所 青森県知事登録 第 1074号
一級建築士大臣登録第 233509号　　佐 藤 允 信

承認	設計	担当	

縮尺 1/100
設計年月日 R7.02

工事名称　深浦港シャワー棟補修工事
図面名称　改修前（撤去）平面図

改修前(撤去)平面図
No. M-03